

官報号外

平成二十五年四月四日

○第一百八十三回衆議院会議録 第十四号

平成二十五年四月四日(木曜日)

議事日程 第十一号

平成二十五年四月四日

午後一時開議

第一 地球温暖化対策の推進に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出)

第二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

及び戦没者の父母等に対する特別給付金支

給法及び戦没者の妻に対する特別給付金支

給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び

支給法の一部を改正する法律案(内閣提

出)

第四 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び

支給法の一部を改正する法律案(内閣提

出)

第五 福島復興再生特別措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第六 戦没者等の妻に対する特別給付金支

給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 福島復興再生特別措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時一分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

日程第一 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長吉野正芳君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第二 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第五 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十四 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十五 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十六 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十七 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十八 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十九 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十三 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二十四 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

スの排出の抑制等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めること等を追加することを内容とする修正案が提出されました。本修正案の趣旨説明の後、採決の結果修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第二 戰没者等の妻に対する特別給付金支

給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支

給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 エネルギーの使用の合理化に関する

法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第五 福島復興再生特別措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

日程第六 戦没者等の妻に対する特別給付金支

給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 福島復興再生特別措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

日程第八 戦没者等の妻に対する特別給付金支

給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 戦没者等の妻に対する特別給付金支

給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 戦没者等の妻に対する特別給付金支

給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 戦没者等の妻に対する特別給付金支

給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 戦没者等の妻に対する特別給付金支

給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 戦没者等の妻に対する特別給付金支

給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案外一案 工 二
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案

日程第三、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長松本純君。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び同報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松本純君登壇〕

○松本純君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

また、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦没者の妻及び父母等に継続して支給してきた特別給付金国債が最終償還を終えるため、これらの者に改めて特別給付金を支給しようとするものであります。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結

等に伴う漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、これらの離職者に対する臨時措置の有効期限を、それぞれ五年延長しようとするものであります。

両案は、去る三月十九日本委員会に付託され、同日田村厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日から質疑に入り、二十九日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党より、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対し、施行期日についての修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

次いで、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) ただいまの両案を一括して採決いたします。

日程第二の委員長の報告は修正、日程第三の委員長の報告は可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 異議なしと認めます。よつ

て、両案とも委員長報告のとおり議決をいたしました。

日程第四、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第四、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長富田茂之君。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔富田茂之君登壇〕

○富田茂之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、産業部門だけではなく、民生部門においても省エネルギー対策を一層進めるとともに、電力需給の早期安定化の観点から、需要側においても電力の需要の平準化を図ろうとするものであり、その主な内容は、

建築材料等に関してトップランナー制度を導入すること、

工場、事業場等における電力ピーク対策を円滑化する措置を導入すること、

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置

法、いわゆる省エネ・リサイクル支援法を法の定める期限の到来に伴い廃止すること等であります。

本案は、去る三月二十日日本委員会に付託され、二十二日に茂木経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十七日質疑入り、二十九日には参考人から意見を聴取するなど審査を重ね、昨日質疑を終了いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の五会派共同提案により、省エネ・リサイクル支援法の廃止に関する規定の施行期日を平成二十五年三月三十一日から公布の日に改めるものとするなどを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聽取いたしました。

次いで、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第五 福島復興再生特別措置法の一部を

改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第五、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。東日本大震災復興特別委員長後藤田正純君。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(号外)

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

案及び同報告書

〔後藤田正純君登壇〕

〔後藤田正純君登壇〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と認めます。よつ

て、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊吹文明君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔異議なし」と認めます。よつ

て、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案は、去る四月一日日本委員会に付託され、翌二日根本復興大臣から提案理由の説明を聽取し、

昨三日に質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと

決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕

官報(号外)

掲げ、政策の実現を進めてまいりました。子どもとの権利条約の理念を踏まえ、子供の最善の利益を何よりも優先することが大切だと考えております。本条約の冒頭でも、「子の監護に関する事項において子の利益が最も重要なことを深く確信し」と明記されております。

子の監護をめぐる紛争では、ともすると、親の都合で子供の強制的な引き離しが行われ、当事者としての子供の権利が軽視されかねません。

本法案において、子の利益とは何を指すのか、そして、子の利益、これを具体的にどのように守っていくのか、本法案の理念を法務大臣にお伺いいたします。

民主党政権下での法案策定で最も労力を割いた

のは、まさにこの点であり、いかにしてDV被害者の子供を守るかが焦点でした。

本法律案では、返還拒否事由として、子が心身に害悪を受け、または他の耐えがたい状態に置かれることとなる重大な危険があることと定めていて、裁判所に丸投げすることなく、DVの場合も返還拒否事由に該当することを法律に盛り込むことについて、閣議了解しました。それを踏まえて検討が行われた結果、考慮事情として法文に書き込むことができました。これこそ、政治主導の成

果であると自負しております。

これらの趣旨については、現政権においても何よりも優先することが大切だと考えております。

本条約の冒頭でも、「子の監護に関する事項に

おいて子の利益が最も重要なことを深く確信し」と明記されています。

子の監護をめぐる紛争では、ともすると、親の都合で子供の強制的な引き離しが行われ、当事者としての子供の権利が軽視されかねません。

本法案において、子の利益とは何を指すのか、

そして、子の利益、これを具体的にどのように守っていくのか、本法案の理念を法務大臣にお伺いいたします。

DV被害者の子供に関する返還命令についてどのように考えるのか、法務大臣、お聞かせください。

さらに、DV被害者の保護についても対策が必要です。

被害者のプライバシーに関しては、管理を厳密にし、既存の国内法と合わせて、被害者の保護が適切かつ迅速に行われる必要がありますが、本法

法律案ではどのような仕組みとなっているのでしょうか。

法務大臣、お答えください。

もう一点懸念されるのが、返還命令が出た後

の、執行官による子供の強制的な引き離しです。

子供に重大なトラウマをもたらすとの懸念があり、最大限の配慮が必要です。そもそも、強制執行は最後の手段にすべきと考えます。

専門家によるカウンセリング等、子供の心身に

配慮する処置が必要ではありませんか。政府は具

体的にどのような支援を行うのか、法務大臣と外

務大臣にお伺いいたします。

専門家によるカウンセリング等、子供の心身に

に害悪を受け、または他の耐えがたい状態に置か

れることとなる重大な危険があることと定めてい

ますが、民主党政権下で、外務省、法務省等の政

務二役で議論を重ね、重大な危険の判断につい

て、裁判所に丸投げすることなく、DVの場合も

返還拒否事由に該当することを法律に盛り込むこ

とについて、閣議了解しました。それを踏まえて

検討が行われた結果、考慮事情として法文に書き

込むことができました。これこそ、政治主導の成

く必要もあるのではないか。また、今まで以上に、領事業務の迅速化や、相談窓口として

丁寧な対応が求められます。日本人の国際結婚の相手国として最も多い中国は、香港とマカオには未締約国が数多くあります。日本人の国際結婚の相手国として最も多い中国は、香港とマカオのみの締約となつており、フィリピンなども締約しております。相手が締約していない国の場合は、この条約は適用されませんので、邦人の利益保護が図られるよう各国における速やかな条約締結が望まれますが、日本政府としてどのように働きかけるのでしょうか。外務大臣に伺います。

最後に、本条約の施行とそれを担保するための、執行官による子供の強制的な引き離しです。

子供に重大なトラウマをもたらすとの懸念があり、最大限の配慮が必要です。そもそも、強制執

行は最後の手段にすべきと考えます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣岸田文雄君登壇〕

○國務大臣(岸田文雄君) 菊田議員にお答え申し

上げます。

ハーベン条約に対する自民党の立場についてお尋ねがありました。

ハーベン条約及び条約実施法案に対する自民党の立場についてお尋ねがありました。

昨年の国会における事実関係については、ま

ず、第百八十四国会において、条約及び条約実

施法案が三月九日に提出され、八月三十一日、衆議院外務委員会でハーベン条約の提案理由説明が行われました。その後、条約及び条約実施法案がともに第百八十一回国会に継続審議となりましたが、

十一月十六日に衆議院の解散をもって廃案となり

ました。

審議に至らなかつた理由については、その当時の国会における与野党のさまざまな議論の結果であります。

本条約の早期締結を実現することが極めて重要と考

えております。(発言する者あり)

○議長(伊吹文明君) 静粛にしてください。

○國務大臣(岸田文雄君)(続) ハーベン条約につ

ての河井委員長発言に関するお尋ねがあります。

政府としては、国際的なルールにのつとつて子

の不法な連れ去り問題に対応できるよう、ハーベ

ン条約の早期締結を実現することが極めて重要と考

えております。

ハーベン条約について、河井委員長とルース駐日

米国大使との間でやりとりがあつたことは承知し

ておりますが、そのやりとりにおける立法府の同

委員長の発言に関して、私の立場からお答えする

ことは必ずしも適切ではないと考えております。

政府としては、先ほど申し述べましたとおり、

同条約の早期締結の実現が極めて重要であると考

えております。

子供を連れた一時帰国の中止や、相手国における訴追、有罪判決といった事態に対するハーベン条約締結の効果についてお尋ねがありました。

まず、海外に在住する日本人が子供を連れて一時帰国することへの制限については、我が国

ハーベン条約未締結が理由である場合も多いため、

条約締結により、状況の改善が期待されます。

次に、日本への子の連れ去り事案について刑事

訴追されるか否か等は、当該国の関係機関の判断

によるものと考えられます。ただし、我が国の本

条約締結により、条約に基づく子の返還手続が利

用可能となることで、残された親が告訴しない、

あるいは告訴が取り下げられて刑事訴追されなくなるといったことはあり得るものと考えられます。

次に、強制執行時に政府がどのような支援を行なうのかについてお尋ねがありました。

中央当局となる外務省からの支援について御説明を申し上げます。

子の返還の代替執行を実施する場面における中央当局の協力としては、例えば、中央当局で採用するソーシャルワーカー等の子の福祉に関する専門的知見を有する職員が代替執行の場面に立ち会う、返還実施者が安全に子を返還することができるように国内での移動に同行するといった協力を検討しております。

ハーグ条約締結に関して、我が国の在外公館における対応につき、お尋ねがありました。

在外公館においては、従来、在留邦人から広範な問題につき相談を受けており、その中に、離婚、子供の親権問題、家庭内暴力被害や児童虐待など、家庭内のトラブルに関するものが多く含まれています。

D.V.被害や児童虐待の相談を受けた場合、任国

の保護・救済制度を説明し、弁護士や福祉専門家、シェルターの紹介を行うなど、解決に向けた

支援を行っています。生命に危害が及ぶ場合等、緊急の場合であると判断される際には、在外公館が、現地の警察や裁判所に通報、救護要請を行う等の支援を行っています。

ハーグ条約締結後の在外公館における邦人への支援体制については、国境を越えた不法な子の連れ去りを行なう在留邦人が、家庭内暴力や夫婦間の問題等に関し、現地で適切な相談機関、救済機関

がないことを訴える例が多いため、在留邦人にによる家族問題に関する相談に対し、適切に対応できるようになりますことが重要です。

外務省は、領事業務の迅速化や、相談窓口として所在する方が公館の領事担当者を対象として、ハーグ条約に関する研修を実施していきます。

ハーグ条約を締結すれば、これらの支援措置が一層重要なものとなってきますので、さらなる支援体制の強化に努めてまいります。

ハーグ条約未締結国に対する日本政府からの働きかけについてお尋ねがありました。

我が国を含む各国がハーグ条約を締結することは、子の利益を保護する国際的なネットワークを構築する上で有意義なものと考えます。

このような観点から、我が国としては、今後、子の連れ去り等をめぐる問題が生ずる可能性が潜在的に高いと考えられるアジアの国々を初めとして、ハーグ条約未締結の国々との間で、本条約締結の重要性について協議を行っていきたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣谷垣禎一君登壇〕

○國務大臣(谷垣禎一君) 菊田真紀子議員にお答え申します。

まず、昨年の国会に提出された条約の承認案件及びその実施法案が審議されなかつた理由についてお尋ねがありました。

その理由につきましては、当時の国会をめぐるさまざまな情勢によるものと考えております。

次に、本法律案における子の利益の意義や理念等についてお尋ねがありました。

本法律案は、子の利益に資することを目的とす

るものであります。

本法律案の、子の利益は、ハーグ条約におけるそれと同義であり、親の都合や利益を捨象した、

子自身の幸福を意味するところ、本法律案では、子の返還申し立て事件の手続が子の利益に配慮した裁判手続となるよう、家庭裁判所は、子の意思を把握するように努め、子の年齢及び発達の程度に応じてその意思を考慮しなければならない旨の規定を設けることとするなど、子の利益について細やかな配慮をしております。

次に、家庭内暴力の被害者の子に関する返還命令についてお尋ねがありました。

子の返還申し立て事件の相手方が申立人から過去に家庭内暴力の被害を受けたという事情は、子の返還拒否事由の一つである、常居所地国に子を返還することによって、子の身心に害悪を及ぼすこと、そのほか、子を耐えがたい状況に置くこととなる重大な危険があることの判断において考慮されることになりますので、具体的な事案において、この返還拒否事由に該当すると判断された場合には、裁判所は子の返還を拒否することになります。

〔國務大臣谷垣禎一君登壇〕

○議長(伊吹文明君) 小熊慎司君。

〔小熊慎司君登壇〕

○小熊慎司君 日本維新の会の小熊慎司です。(拍手)

グローバル化の進展とともに、日本人と外国人との国際結婚も増加し、各国との交流の幅が広がっていくことは、国際社会において相互理解の一助となり、歓迎すべきことではあります。しながら、一方で、国際離婚、またあるいは、夫婦が別居する件数も増加しているところであります。

そうした中、一方の親による国境を越えた子の連れ去り事案も増加をしております。親が我が子を奪い合う、大変世知辛い場面も多数見受けられます。

こうした子供の連れ去り問題を解決するための第三者に提供することができないこととするとともに、裁判記録の閲覧等を制限することとしており、家庭内暴力の被害者の住所等の個人情報が、加害者である他方の親に知られるということがないように配慮しております。

本法律案は、子の利益に資することを目的とす

ました。

本法律案は、子にとって心理的負担の少ない間接強制を行なっても返還が実現しない場合に初めて代替執行の手続を行うこととした上で、代替執行の手続においても、家庭裁判所が返還を実施するのに相当な者を指定し、中央当局がソーシャルワーカー等の専門家を立ち会わせるなど必要な協力をすることができることとするなど、子の心身に配慮して、安心な返還を実現するための措置を講じております。(拍手)

いつたものを進めています。普遍的な価値で、しっかりと世界との連携をしていく、その中において、こうした人権の問題や、自由や民主主義といった問題を高らかに、外交上の金字塔を打ち立てようとしているときに、一方で、この条約を締結しなかつたことによって日本の失ったイメージを今後どう回復していくのか。

また、この条約を締結してこなかつた、この失われた三十年間の中で、日本がこうした価値観外交を推し進めていこうとしているときに、それが单なる言葉倒れの、单なる表紙だけの外交ではないかという、そうしたそりに対して、また、拉致とまで非難をされたこの日本の国のイメージをどう解決していくのか、そしてさらには、この締結後も残された連れ去りの事案に対してもどのように対応していくのか、今まさに、日本外交の真価が問われています。

この失われた三十年間の中で、これは、政府だけではなくて私たち政治家一人一人が、また国民一人一人が、この失われた三十年間を真摯に受けとめ、さらに、日本が発展をしていく、まさに価値観外交を推し進め、日本の地位を確立していく、そうした態度が必要なのであります。これは、単に政府だけでなく、我々自身に突きつけられた重要な問題であります。

最後に、そうした日本の失われたイメージをしっかりと取り戻し、そして日本の価値観外交を推進していくためにはどのような体制をとつていくのかお聞きをいたしまして、壇上よりの質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔國務大臣岸田文雄君登壇〕

○國務大臣(岸田文雄君) 小熊議員にお答えいたします。

子をもともと居住していた国に返還することが子の最善の利益と言えるのかというお尋ねがありました。

条約の前文において、「子の監護に関する事項において子の利益が最も重要であることを深く確信し」とされているところ、この条約は、子の利益を最重要視しています。

国境を越えた不法な連れ去りによる一番の被害者は、子自身です。

ハーグ条約は、子の監護に関する事項を決定するための手続は、子がもともと居住していた国、すなわち子がなれ親しんできた生活環境がある国において行なうことがその子にとって最善であるとの考え方方に立つて、まずは、子が不法に連れ去られた状況の原状回復を図るものであり、今や、これが国際的なルールとして確立しています。

したがつて、法案のかかる規定は条約の趣旨と合致するものであり、御指摘のような批判は当たらないと考えております。

中央当局を外務省に設置する理由に関するお尋ねがありました。

各国の例も参考にしつつ慎重に検討を行つた結果、外国の中央当局との緊密な連携 在外公館を通じた適切な支援等を行う体制を確保する観点から、中央当局を外務大臣として、外務省を実施の窓口とするとともに、法務省を初めとする関係府省庁との間で緊密に連携することにより、政府全

体が一丸となつて必要な任務を遂行することが適當であるとの総合的な判断に至つたものであります。

中央当局の体制整備に関するお尋ねがありました。

条約第十三条一項は、返還することによって子が心身に害悪を受け、または他の耐えがたい状況に置かれた子の福祉を重視することを基

況に置かれることとなる重大な危険がある場合は、子の返還を命ずる義務を負わないと規定しています。

条約実施法においては、条約第十三条第一項の規定に基づき、返還拒否事由を判断するための考慮事項が条約実施法案第二十八条第二項に規定されています。法案のかかる規定は、裁判規範としての明確化を図り、当事者による予測可能性を確保する観点から、ハーグ条約の各締約国の判例等も参考にしつつ、その典型例を確認的に例示したものであります。

したがつて、法案のかかる規定は条約の趣旨と合致するものであり、御指摘のような批判は当たらないと考えております。

中央当局を外務省に設置する理由に関するお尋ねがありました。

このような認識のもと、本年一月には、外務省主催でハーグ条約公開シンポジウムを開催したところです。また、既に在外公館においてハーグ条約に関するパンフレットを配布しております。今後は、本省及び在外公館の外務省ホームページを通じた広報や、説明会の開催等を初め、関係省庁、地方公共団体、各種団体等とも協力しつつ、本条約を適切に実施していく上で、御指摘のよ

うな広報をしつかり行つていくことが非常に重要です。

本条約の締結後の在外邦人や国内外外国人への周知徹底についてお尋ねがありました。

本条約を適切に実施していく上で、御指摘のよ

うな広報をしつかり行つていくことが非常に重要です。

想定されます。

中央当局には、外務省と法務省から人材を適切に配置するほか、専門家としてソーシャルワーカー及び弁護士を中心当局の職員として採用し、全体として、発足当初は十名程度の体制で取り組む考えです。

官報(号外)

本としつつ、本件問題に引き続き取り組んでいく所存です。

ハーグ条約の非加盟国との間で生じる子の連れ去り事案についての解決策についてお尋ねがありました。

そのような事案については、それぞれの国内法令に従つて友好的な解決が図られるよう、政府と今後とも、例えば、個別の事案について両国間で情報交換を行つたり、両国の協力のもと、面会交流の実現に向けた支援を行うなど、困難な状況に置かれた子の福祉を重視することを基本としつつ、本件問題に引き続き取り組んでいく所存です。

最後に、我が国がハーグ条約を締結していないことによる国際的イメージの回復に関するお尋ねがありました。

我が国への子の連れ去りを、アブダクション、拉致と非難する海外の報道があるのは、まことに残念ながら事実であります。

しかしながら一方の親による子の連れ去りと、北朝鮮当局の関与のもとに我が国の主権及び国民の生命と安全が侵害された拉致問題を同一の文脈で論することは、論理の飛躍であるのみならず、国際社会による拉致被害者救済に向けた努力を損なうものであります。

他方、我が国のハーグ条約未締結により、我が国が子の不法な連れ去りをあたかも容認していることがごとく批判され、対外的なイメージが損なわれていることも、また事実です。

我が国としては、本条約を早期に締結し、引き続き、自由、民主主義、基本的人権、法の支配と

本としつつ、本件問題に引き続き取り組んでいく所存です。

ハーグ条約の非加盟国との間で生じる子の連れ去り事案についての解決策についてお尋ねがありました。

そのような事案については、それぞれの国内法令に従つて友好的な解決が図られるよう、政府と今後とも、例えれば、個別の事案について両国間で情報交換を行つたり、両国の協力のもと、面会交流の実現に向けた支援を行うなど、困難な状況に置かれた子の福祉を重視することを基本としつつ、本件問題に引き続き取り組んでいく所存です。

最後に、我が国がハーグ条約を締結していないことによる国際的イメージの回復に関するお尋ねがありました。

我が国への子の連れ去りを、アブダクション、拉致と非難する海外の報道があるのは、まことに残念ながら事実であります。

しかしながら一方の親による子の連れ去りと、北朝鮮当局の関与のもとに我が国の主権及び国民の生命と安全が侵害された拉致問題を同一の文脈で論することは、論理の飛躍であるのみならず、国際社会による拉致被害者救済に向けた努力を損なうものであります。

他方、我が国のハーグ条約未締結により、我が国が子の不法な連れ去りをあたかも容認していることがごとく批判され、対外的なイメージが損なわれていることも、また事実です。

我が国としては、本条約を早期に締結し、引き

いった基本的な価値に立脚した戦略的な外交を開してまいります。(拍手)

〔國務大臣谷垣禎一君登壇〕

○國務大臣(谷垣禎一君) 小熊慎司議員にお答えをいたします前に、先ほど、菊田議員からの、子の返還の強制執行についてのお尋ねに対しまし

て、子の心身に配慮して、安心な返還を実現するための措置を講じておりますと答弁いたしましたが、安心な返還を、安全な返還に訂正させていただきます。失礼いたしました。

そこで、小熊慎司議員にお答え申し上げます。

まず、本法律案における返還拒否事由の考慮事情と、ハーグ条約の円滑な実施体制の整備についてお尋ねがありました。

この考慮事情が条約の趣旨に反するものでないことは、外務大臣がお答えしたとおりであり、本法律案において考慮事情を明記した趣旨が締約国との関係機関等にも十分理解されるよう、中央当局を中心として広報に努めるとともに、今後の運用を通じて、考慮事情を明記したことは条約の趣旨に反するものでないことが明らかになるものと認識しております。

次に、国内における離婚後の親子法制についてお尋ねがありました。

ハーグ条約は、不法な連れ去りまたは留置があつた場合に子を返還するための手続等を定めたものであり、親子法制のあり方は各締約国に委ねられており、離婚後の親子法制のあり方については、ハーグ条約の締結とは別に、慎重に検討する必要があるものと考えております。

(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、大口善徳君。

〔大口善徳君登壇〕

○大口善徳君 公明党の大口善徳でございます。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約、いわゆるハーグ条約、及び、国際的な子

の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案、いわゆる条約実施法案について質問いたします。(拍手)

まず、本条約及びその実施法案の必要性についてお伺いします。

厚生労働省の統計によると、過去十年間の平均で、国際結婚は年間約三万六千五百件、国際離婚も年間約一万七千二百件弱で、国際離婚におきましては、平成四年の七千七百十六件から平成二十年の一万七千八百三十二件と、この二十年間で約二・三倍と大きく増加しております。このような国際離婚の増加に伴い、子の監護の問題は、国際的にも大きく取り上げられております。

本条約の締約国は八十九カ国に及び、G 8では日本だけが未締結となつておらず、欧米を始めとする条約締約国が、我が国に対し、日本への子の連れ去りがあつた場合、子の監護権の侵害問題の解決が困難になつていて、我が国に早期の締結を求めています。

そして、締約国裁判所において、離婚した日本人親が子を連れて我が国に一時帰国することを認められ、親子法制のあり方は各締約国に委ねられらの重要な業務を実施するに当たり、外務省は

どのようないく予定なのか、外務大臣の見解をお伺いします。

また、本条約に基づく返還の対象となる子は十六歳未満であり、子の福祉に十分配慮した対応が求められ、子の福祉に精通した専門家の配置が必要と思われますほか、DVや児童虐待などの支援業務に携わっている人材の配置も不可欠と思われます。中央当局の体制整備に当たっては、そうした専門家の方々の配置も予定されているのか、あわせて、外務大臣にお伺いいたします。

次に、中央当局からの子の所在等に関する情報

の提供の求め等についてお伺いします。

DV被害者が、加害者から子やみずからを守るために民間シェルターに身を寄せることがあり、民間シェルターは、DV被害者を一時的に受け入れ、その自立を支援しています。そこでは、加害者からの追及をかわすために、保護した被害者はもちろんのこと、団体そのものの情報についても厳重に秘匿されています。

実施法案では、中央当局である外務大臣は、子の返還援助申請がなされた場合、申請に係る子やその子と同居している者の氏名、住所等を特定するため、国や地方の行政機関等のほか、政令で定める者に対し、氏名、住所等に関する情報の提供を求めることがであります。もし、情報の秘匿が前提となつていても、DV被害者情報提供を求めることがありますと、DV被害者との信頼関係を大きく損なわせるおそれも出でます。

したがつて、中央当局が民間シェルターに情報提供を求める必要が生じた場合であつても、配偶者暴力相談センターや民間シェルターのネットワーク団体を通じて間接的に情報提供を求めるなど、できる限り、直接民間シェルターに情報提供を求めることがないように特段の配慮をする必要があると思いますが、外務大臣の見解をお伺いします。

さらに、子らの所在等の情報収集に関しては、内閣府男女共同参画局及び民間シェルターのネットワーク団体の代表も交え、情報収集のためのガイドラインを作成することも必要と考えますが、外務大臣の御所見をお伺いいたします。

また、裁判手続が開始されても、裁判所は、中

央当局から得た日本にいる親子の住所等の情報を開示せず、裁判記録に含まれるその他の情報についても、子の利益や当事者等の私生活の平穏を害するおそれがある場合は開示しないこととし、さるに、裁判所における記録の閲覧等の手続の運用においても、子を連れ帰った親がDV被害を受けたと疑われる事案については、国内DV事案の記録の取り扱いと同様に、親子の所在の記録が外部に漏れないように配慮すべきと考えますが、法務大臣の御所見をお伺いします。

次に、子の返還申し立て事件の裁判管轄についてお伺いいたします。

実施法案では、子の返還申し立て事件の裁判管轄を東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所の二府のみに限定しております。この裁判管轄は、子の住所地等により決定されることになり、子が北海道にいる場合は東京家裁に、沖縄にいる場合は大阪家裁に裁判管轄があるとされ、子を含め関係者が裁判所に出廷する際は、経済的、時間的に負担を強いることになると思われます。

したがつて、法務大臣の見解をお伺いします。

在外公館においては、DVや虐待を受けた邦人や子の相談に適切に対応していくこと、DV等の相談内容を記録保存しておくことが非常に重要であります。現地の支援団体とも連携するなどして、在外邦人の支援体制を構築していくべきであると考えます。

また、子をもとの居住地に返還することになれば、その国の裁判所で監護権に関する裁判が行われることになりますが、現地の弁護士をあつせん

たり、支援制度や支援機関を紹介するなどの援助も必要になつてくると考えます。

また、邦人保護の観点から、DV被害等のため緊急に帰国する必要があると認められる邦人に 대해서は、パスポートの発給などの帰国支援を行なうべきであると考えます。

持が困難等の事情がある場合、また、連れ去った日本人親が、過去のDVのために、もとの居住国に戻るとPTSDの精神症状が出て、子が耐えがたい状況に置かれる場合などは、同

じく、D.V等を原因として、やむを得ず日本へ子を連れ帰ってきた場合には、外国人親から家庭

裁判所に子の返還申し立てがなされた場合、子を連れ帰った日本人親が家庭裁判所の審理に臨むに

当たり、弁護士を依頼する費用や外国の書面を翻訳する費用が工面できないこともあろうかと思

います。

次に、家庭裁判所の審理における援助についてお伺いします。

D.V等を原因として、やむを得ず日本へ子を連れ帰ってきた場合には、外国人親から家庭

裁判所に子の返還申し立てがなされた場合、子を連れ帰った日本人親が家庭裁判所の審理に臨むに

当たり、弁護士を依頼する費用や外国の書面を翻訳する費用が工面できないこともあろうかと思

います。

我が国では、法テラスによる民事法律扶助制度により、弁護士費用等の一時立てかえが可能ですが、ハーベグ条約案件の特殊性による翻訳費用の高額化について、現行の上限を撤廃し、適切な対応をすべきと考えますが、法務大臣の具体的な対策をお伺いいたします。

次に、子の返還の代替執行についてお伺いします。

実施法案において、子の返還を命ずる決定の具体的な執行方法として、間接強制を前置していま

すが、実際に子が返還されない場合には、代替執行を行なわざるを得ません。

実施法案においては、「執行官は」「子に対して威力を用いることはできない。子以外の者に対し

て威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合は、当該子以外の者についても、同様とする」と規定されておりま

す。

しかしながら、実際において、親から子を引き

(号外)

離すことになりますので、子が大変大きな精神的ショックを受けるおそれがあると思われます。代替執行を行った際には、慎重の上にも慎重な対応が不可欠と思いますが、代替執行を行った際の子に対する配慮をどう講じるのか、ガイドラインの作成も含め検討すべきと考えますが、法務大臣の御所見をお伺いします。

次に、面会交流における連れ去りの防止についてお伺いします。

日本にいる子に対する面会交流申請がなされた場合、面会申請を行った親が、面会の際に、子を日本国外へ連れ去ってしまうおそれが全くないとは言えません。子の返還申し立て事件については、家庭裁判所に事件が係属している間は、家庭裁判所による出国禁止命令により、子の連れ去りを防ぐ対策が講じられております。面会交流の際にも、子の連れ去りを防ぐ何らかの対策が必要であると考えますが、外務大臣の見解をお伺いいたします。

次に、ハーグ条約の適用関係についてお伺いします。

ハーグ条約は、「この条約が当該締約国について効力を生じた後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用する」としておりますので、効力発生前に生じた不法な連れ去りや留置は対象とならず、実施法案にもその旨が明記されています。

そこで、条約適用の有無を判断するため、特に不法な留置の起算点が問題となります。これにつき、法務大臣の見解をお示ししていただきたいと思います。

次に、運用実態の把握についてお伺いいたしま

す。

ハーグ条約を締結した際には、何よりも子の権利利益の保護が第一に考えられるべきもので、中央当局は、子の権利利益の保護が図られているかを監視しておく必要があります。また、実施法案

を及ぼし得るとの認識のもと、本条約は、子の利益を最重要に考えて問題の解決を図るものであり、本条約の締結は、子の最善の利益の確保につながるものと考えます。

は、まずは各都道府県に配置されている配偶者暴力相談支援センターに対して提供を求め、同センターを通じて得られない場合には、民間シェルターに提供を求める検討します。

す。

施行後、定期的に運用実態を調査・検証し、その内容を公表し、国会に報告することが必要だと考えます。最後に、条約の受諾書の寄託の時期についてお伺いします。

ハーグ条約は、受諾書等の寄託後の三ヶ月目の月の初日に効力が生じることとされております。条約締結に対しては、早期締結を求める意見もありますが、関係者に対する制度の周知を十分に行います。するとともに、中央当局及び在外公館における体制整備には万全を期しておくるべきと考えます。

今国会において条約が承認された場合、体制整備を整える準備期間をどれくらい確保して受諾書を寄託されるのか、外務大臣にお伺いいたします。

中央当局は、外務省及び法務省から人材を適切に配置するほか、専門家としてソーシャルワーカー及び弁護士を中央当局の職員として採用し、全体として、発足当初は十名程度の体制で取り組む考えです。

また、DVや児童虐待などの支援業務にかかる人材を対象として、公募を行うことも検討しております。中央当局が民間シェルターに子の所在に係る情報の提供を求める際の配慮の必要性についてお尋ねがありました。

子の所在に係る情報収集のためのガイドラインの作成についてお尋ねがありました。

中央当局がどのように子の所在に係る情報提供の求めを行うかについて、条約実施法案第五条第一項に基づき、求める情報及びその手続を法令で定めることとしています。

さらに、実際の運用方法については、必要に応じ関係各府省庁と協議し、ガイドラインを作成し、その運用が適切に行われるよう準備をします。その際には、御指摘の内閣府及び民間シェルターのネットワーク団体も含め、各種支援団体とも連携していくことを考えております。

の入手についてお尋ねがありました。

○國務大臣 岸田文雄君 大口議員からは、私は九問御質問いたしました。

まず、ハーグ条約の締結の必要性についてお尋ねがありました。

我が国のハーグ条約締結の意義は、国際的なルールに基づく子の不法な連れ去り問題の解決、さらなる子の連れ去り事案の未然防止、国境を越えて所在する親子の面会交流の機会の確保といつた点にあると考えております。

さらに、民間シェルターに対する情報提供を求めることがあります。また、DV加害者に理解してあります。また、DV加害者に報道が行われることについては、極めて強い懸念があると理解しております。また、DV加害者に被害者の所在を知られることのないよう、情報管理に十分配慮する必要があります。

これらを踏まえ、子の所在に係る情報について

は、まずは各都道府県に配置されている配偶者暴力相談支援センターに対して提供を求め、同センターを通じて得られない場合には、民間シェルターに提供を求める検討します。

さらに、民間シェルターに対し情報提供を求めることが必要になった場合でも、民間シェルターのネットワーク団体から必要な協力が得られることを前提として、直接民間シェルターに対してではなく、当該ネットワーク団体を通じて、かかる情報を提供を求める検討します。

このような協力が得られるよう当該ネットワーク団体に働きかけるとともに、実際の運用に関してはなく、関係省庁、機関等と協議を進めていく考えで情報提供を求める検討します。

さらに、実際の運用方法については、必要に応じ関係各府省庁と協議し、ガイドラインを作成し、その運用が適切に行われるよう準備をします。その際には、御指摘の内閣府及び民間シェルターのネットワーク団体も含め、各種支援団体とも連携していくことを考えております。

次に、子の返還手続の裁判におけるドメスティック・バイオレンス被害の立証に関する資料の入手についてお尋ねがありました。

条約上、望ましい場合には、中央当局間で子の社会的背景に関する情報を交換することが規定されています。これを踏まえ、条約実施法案において

ては、裁判所が、子の返還に関する審理を行うに当たり、例えば、子がもともと居住していた国におけるDVの実態について調査することが必要と判断すれば、中央当局である外務大臣に、当該国におけるDVの実態について調査を嘱託することが可能となっています。

また、在外公館は、海外に在留する日本人のDV被害者から相談を受けた場合、その相談内容を記録、保管します。この記録は、希望があれば相談された御本人に提供可能であり、また、求めがあれば裁判所にも提出可能です。

ハーネス条約の締結に向けて、在外公館の支援体制構築の重要性についてお尋ねがありました。

国境を越えた不法な子の連れ去りを行う在留邦人は、家庭内暴力や夫婦間問題等に関し、現地で適当な相談機関、救済措置がないことを訴える例が多いため、ハーネス条約締結に向け、邦人からの家族問題に関する相談について適切に対応できるようになります。

在外公館では、これら相談に対し、任国の保護・救済制度を説明し、弁護士や福祉専門家、シェルターの紹介を行なうなど、解決に向けた支援を行っていきます。また、家族問題について相談を受けた際には、相談記録を作成し、相談者本人が希望する場合には当該相談記録を提供します。

さらに、DV被害等のケースにおいて、現地の官憲の保護やシェルターが有効に機能せず、邦人の生命や身体に差し迫った危険が及ぶといった状況下においては、邦人保護の観点から、その緊急性に鑑み渡航文書を発給する必要があると認められる場合には、帰国のための渡航書を発給するこ

とが適当であると考えています。

なお、外務省は、ハーネス条約締約国に所在する我が方在外公館の領事担当者を対象として、ハーネス条約に関する研修を累次にわたって実施しています。ハーネス条約を締結すれば、これらの支援措置が一層重要なものとなつてきますので、さらなる支援体制の強化に努めてまいります。

次に、面会交流における連れ去り防止のための対策に関するお尋ねがありました。

中央当局は、安全な面会交流実現のため、仲介を行う機関を紹介し、第三者の入った形で安全な面会交流が実現するよう支援をいたします。特に、面会交流の際、子の連れ去りが強く懸念される場合には、そのような状況を踏まえ、適切な形で面会交流が実現するよう、関係機関と協力の上、可能な限り当事者の懸念の払拭に努めます。

また、面会交流の実現の方法等につき、当事者の意思に沿つた形での実現を最重視し、懸念に十分に配慮するよう慎重に対応していきます。

条約実施法案施行後の運用実態の調査、検証及びその内容の国会への報告についてお尋ねがありました。

政府として、条約実施法施行後も、連れ去り事案の実態を調査、検証していく所存であります。また、国会における審議の結果として、実態の調査、検証について国会へ報告が求められる場合に子の返還申し立て事件の管轄裁判所の集中及び当事者の負担軽減策についてお尋ねがありました。

次に、子の返還申し立て事件の管轄裁判所の集積する必要があります。

そのため、予想される事件数なども考慮して、

御指摘のとおり、関係者に対する制度の周知を

十分に行なうとともに、中央当局及び在外公館における体制整備等には万全を期す必要があると考えます。同時に、子の利益を保護するという見地から、同条約の早期締結を実現することが重要です。

今後の具体的な作業としては、外務省において

は政令の制定及びガイドライン等の作成、最高裁においては最高裁判所規則の制定等、条約の実施に係る運用の細則を新たに定めることが必要となります。ハーネス条約の受諾書の寄託の時期については、これらの作業の進捗状況を踏まえつつ確定させることを想定しております。(拍手)

(國務大臣谷垣禎一君登壇)
○國務大臣(谷垣禎一君) 大口善徳議員にお答え申し上げます。

まず、親子の所在地等の情報が含まれる裁判記

録の取り扱いについてお尋ねがありました。本法律案は、家庭内暴力の被害を受けた者の住所等の情報については裁判記録の閲覧を制限することとしており、裁判記録から加害者である親に

被害者である親子の所在地等の情報が漏れることがないよう、特段の配慮をしております。

次に、家庭内暴力の被害等に関する裁判資料の収集についてお尋ねがありました。

子の返還申し立て事件の管轄裁判所の集中及び当事者の負担軽減策についてお尋ねがありました。

家庭裁判所が職権で裁判資料を収集することが想定されておりますので、国外において家庭内暴力の被害を受けた事実につきましても、中央当局を通じて、在外公館等に存在する資料の収集が適切に行われるものと考えております。

最後に、条約の受諾書の寄託時期に関するお尋ねがありました。

次に、民事法律扶助制度による翻訳費用の立て

管轄裁判所を東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所の二府に集中させることとしておりますが、同時に、電話会議システムの利用を可能とすること等

によつて、遠隔地に住む当事者の出頭の負担を軽減することができるよう配慮しております。次に、子の返還拒否事由についてお尋ねがありました。

本法律案は、常居所地国に子を返還することによつて、子の心身に害悪を及ぼすこと、そのほか、子を耐えがたい状況に置くこととなる重大な危険があることを子の返還拒否事由の一つとするとともに、その有無を判断するに当たつての重要な考慮事情を法文上明記しております。

子を連れ去った日本人親が常居所地国に入国できることなど、御指摘の事情は、いずれもこの重要な考慮事情に当たり得るものと考えられますので、具体的な事案において、これらの事情を総合勘査した結果、子を耐えがたい状況に置くこととなる重大な危険があると判断された場合には、裁判所は子の返還を拒否することになると考えております。

次に、家庭内暴力の被害等に関する裁判資料の収集についてお尋ねがありました。

子の返還申し立て事件の管轄裁判所においては、必要に応じて事件の裁判手続においては、家庭裁判所が職権で裁判資料を収集することが想定されておりますので、国外において家庭内暴力の被害を受けた事実につきましても、中央当局を通じて、在外公館等に存在する資料の収集が適切に行われるものと考えております。

次に、民事法律扶助制度による翻訳費用の立て

かえについてお尋ねがありました。

ハーグ条約案件の特殊性を考慮すれば、現在定められている立てかえ上額の範囲内で対応することは困難であるとの御指摘もあるところでありますので、この点については、法律的な文書を相当量翻訳する必要があるなどのハーグ条約案件の特殊性をも踏まえて、関係機関との間の協議を進めてまいります。

(三谷英弘君登壇)

○三谷英弘君 みんなの党の三谷英弘です。
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する
約、いわゆるハーグ条約の締結について承認

めるの件等について、みんなの党を代表して質問いたします。(拍手)
子供の連れ去り事件というのは、国内、国外を問わず数多く発生していることは周知の事実です。

ハーゲ条約の前文にも、「子の監護に関する事項において子の利益が最も重要である」と明記されているところではありますが、ハーゲ条約においては、子の福祉という観点が中心に据えられており、これをしっかりと持つことが最も重要であることが子の福祉に最も合致するのかという観点で検討されます。

このような片側的な結果を認めていくのか否か、これはまさしく共同親権を認めるか否かにかかるわづてくる問題ですが、この問題についての見解を伺います。

他方で、子の福祉という観点からは、ただ単に子を戻せばよいということではありません。ハーベイ条約第十三条において返還拒否事由が規定されていますが、具体的に、どのような場合に返さなくてよいのか、しっかりと定めていくことが重

するために細やかな配慮をしております。

最後に、不法な留置の起算点についてお尋ねが
ありました。

不法な留置とは、子が常居所地国に戻ることが妨げられており、これにより監護の権利が侵害されている状態を意味するものです。

例えば、一方の親が一定期間経過後に子を帰国させることを条件に子を連れて出国しながら、そのまま子を帰国させない場合には、その一定期間が経過した時点で、不法な留置が開始することになります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 最後の質疑者、三谷英弘君。

○三谷英弘君 みんなの党の三谷英弘です。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約、いわゆるハーグ条約の締結について承認を求めるの件等について、みんなの党を代表して質問いたします。(拍手)

子供の連れ去り案件というのは、国内、国外を問わず数多く発生していることは周知の事実です。

私自身も、弁護士として仕事をする中で、突然子供を連れ去られてしまい、本当につらい思いをしている方にお会いしたことがあります。また、一方的に連れ去られ、もう永遠に会えない、このつらさから、自分で命を絶つ決断をされる方すらいるという話を伺ったこともあります。自分の子供に会えなくなる状況というのは、私も二人の娘を育てる立場ですから、想像するに余りあります。

一九八〇年にハーグ条約が成立し、既に世界で八十九カ国が締結済み。世界の主要国であるG8諸国の中でも、未締結の国は日本だけ。子供の連れ去り問題の取り組みにおいては、非常に世界から取り残された状況です。この状況を改善する上で、日本がハーグ条約を締結することは、非常に大きな一步です。

しかしながら、その一方で、やむにやまれぬ事情から、子供を連れて日本に戻ってくるという決断を迫られた方も少なくありません。子供のためを思えばこそ、そのような決断をした方々の思いを理解することも、また重要です。

この問題は、その両者の思いをしつかりと受け

とめていくことが大切ですが、子供の奪い合いと
いう不幸な結果を避けるためにも、いかに処遇す
ることが子の福祉に最も合致するのかという観
点、これをしっかりと持つことが最も重要である
と考えます。

ハーグ条約の前文にも、「子の監護に関する事
項において子の利益が最も重要である」と明記さ
れているところではあります、ハーグ条約にお
いては、子の福祉という観点が中心に据えられて
いるのかについて、まず伺いたいと思います。

また、ハーグ条約を締結したとしても、それで
全て問題が解決するわけではありません。

まず、近時、国際結婚の数が増加するにつれ、
アジア諸国との間で国際的な子供連れ去り事案の
件数は増加しています。しかしながら、アジア諸
国の中でハーグ条約を締結しているのは、わずか
四カ国。ハーグ条約未締結国との間で子供の連れ
去り事案が起きることも數多く想定されます。そ
の場合に備えて、政府として何らかの対応策を講
じていらっしやるのでしょうか。

また、日本において共同親権が認められていいな
いことから生じる問題もあります。

例えば、アメリカでは共同親権が認められてい
るため、アメリカから無断で子供を連れ去つてき
たときには、アメリカの共同親権者から容易に子
供の連れ戻しというものを求められてしまいま
す。これに對して、今の日本の制度では、離婚後
に無断でアメリカに子供が連れ去られてしまった
ときは、日本に残された親は、何の権利もなく、
子供を取り戻せない、そして会えないという結果
になりかねません。

このような片側的な結果を認めていくのか否か、これはまさしく共同親権を認めるか否かにかかるわってくる問題ですが、この問題についての見解を伺います。

他方で、子の福祉という観点からは、ただ単に子を戻せばよいということではありません。ハーフ条約第十三条规定において返還拒否事由が規定されていますが、具体的に、どのような場合に返さなくてよいのか、しっかりと定めていくことが重要です。

この点、いわゆるDVの被害が子に生じている場合に返還拒否するのは当然のこと、配偶者に被害が生じている場合でも、そのような家庭内で子供を育てることは、それだけで児童虐待とも言い得る状況なのであって、そのような家庭に子供を戻すべきか否か、これを考えなければなりません。

配偶者にDV被害が生じる場合に子の返還拒否をすることを認めるか、見解を伺います。

また、この問題を考える際に、現在の家庭裁判所の実務のあり方を見直す必要もあります。

日本の家庭裁判所では、残念ながら、事実認定に難がある場合も少なくなく、母方の言い分を無批判に採用する傾向にあることも否定できません。DV冤罪の可能性を含め、家庭裁判所の事実認定の精度を上げていかなければ、安心して裁判所に判断を委ねることはできません。家庭裁判所の事実認定の精度を上げるために、その取り組みについて見解を伺います。

さらに、国内においては、子供の連れ去り問題に対処するため民法第七百六十六条が改正されま

平成二十五年四月四日 衆議院会議録第十四号

質疑的なる子の聴取の民事上の側面に関する余續

とめていくことが大切ですが、子供の奪い合いと
いう不幸な結果を避けるためにも、いかに処遇す
ることが子の福祉に最も合致するのかという観
点、これをしっかりと持つことが最も重要である
と考えます。

ハーグ条約の前文にも、「子の監護に関する事
項において子の利益が最も重要なこと」と明記さ
れているところではあります。ハーグ条約にお
いては、子の福祉という観点が中心に据えられて
いるのかについて、まず伺いたいと思います。

また、ハーグ条約を締結したとしても、それで
全て問題が解決するわけではありません。

まず、近時、国際結婚の数が増加するにつれ、
アジア諸国との間で国際的な子供連れ去り事案の
件数は増加しています。しかしながら、アジア諸
国の中でハーグ条約を締結しているのは、わずか
四カ国。ハーグ条約未締結国との間で子供の連れ
去り事案が起きることも數多く想定されます。そ
の場合に備えて、政府として何らかの対応策を講
じていらっしゃるのでしょうか。

また、日本において共同親権が認められていいな
いことから生じる問題もあります。

例えば、アメリカでは共同親権が認められてい
るため、アメリカから無断で子供を連れ去ってき
たときには、アメリカの共同親権者から容易に子
供の連れ戻しというものを求められてしまいま
す。これに對して、今の日本の制度では、離婚後
に無断でアメリカに子供が連れ去られてしまった
ときは、日本に残された親は、何の権利もなく、
子供を取り戻せない、そして会えないという結果
になりかねません。

このような片側的な結果を認めていくのか否か、これはまさしく共同親権を認めるか否かにかかわってくる問題ですが、この問題についての見解を伺います。

他方で、子の福祉という観点からは、ただ単に子を戻せばよいということではありません。ハーフ条約第十三条规定において返還拒否事由が規定されていますが、具体的に、どのような場合に返さなくてよいのか、しっかりと定めていくことが重要です。

この点、いわゆるDVの被害が子に生じている場合に返還拒否するのは当然のこと、配偶者に被害が生じている場合でも、そのような家庭内で子供を育てることは、それだけで児童虐待とも言い得る状況なのであって、そのような家庭に子供を戻すべきか否か、これを考えなければなりません。

配偶者にDV被害が生じる場合に子の返還拒否をすることを認めるか、見解を伺います。

また、この問題を考える際に、現在の家庭裁判所の実務のあり方を見直す必要もあります。

日本の家庭裁判所では、残念ながら、事実認定に難がある場合も少なくなく、母方の言い分を無批判に採用する傾向にあることも否定できません。DV冤罪の可能性を含め、家庭裁判所の事実認定の精度を上げていかなければ、安心して裁判所に判断を委ねることはできません。家庭裁判所の事実認定の精度を上げるために、その取り組みについて見解を伺います。

さらに、国内においては、子供の連れ去り問題に対処するため民法第七百六十六条が改正されましたが、これはまさしく共同親権を認めるか否かにかかわってくる問題ですが、この問題についての見解を伺います。

平成二十五年四月四日 衆議院会議録第十四号

議長の報告

予算委員

辞任

秋元 司君

伊藤信太郎君

西川 公也君

原田 義昭君

船田 元君

牧原 秀樹君

宮路 和明君

岸本 周平君

玉木雄一郎君

辻元 清美君

坂本祐之輔君

高木 宏壽君

今野 智博君

小林 鷹之君

奥野総一郎君

坂本祐之輔君

新谷 正義君

高木 敏文君

高木 宏壽君

高橋ひなこ君

村岡 敏英君

高木 宏壽君

西川 公也君

伊藤信太郎君

中山 泰秀君

西川 公也君

山田 美樹君

岩田 和親君

越智 隆雄君

今野 智博君

大串 正樹君

福田 裕明君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

大串 正樹君

重徳 和彦君

東国原英夫君

山内 康一君

井出 康生君

福田 達夫君

柿沢 未途君

佐藤 正夫君

武部 新君

津島 淳君

辻 清人君

中川 俊直君

山下 貴司君

官報(号外)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障委員

辞任

岩屋 肢君
工藤 彰三君

補欠

大野 敬太郎君
岸 信夫君
篠原 孝君
志位 和夫君
玉城 デニー君
工藤 彰三君
山田 美樹君
菅家 一郎君
中谷 元君
中村 裕之君
後藤 祐一君
赤嶺 政賢君
奥野 信亮君
塩崎 恭久君
中山 泰秀君
西川 公也君
牧原 秀樹君
保岡 興治君
原口 一博君
坂本祐之輔君
重徳 和彦君
中田 宏君

東国原英夫君
佐藤 英道君
正夫君
岳志君
宮本 岳志君
村上 史好君
史好君
井野 俊郎君
村上 史好君
赤枝 恒雄君
大西 英男君
大岡 敏孝君
鈴木 克昌君
佐々木憲昭君
渡辺 喜美君
上田 勇君

今井 雅人君
佐々木憲昭君
穀田 恵二君
佐々木憲昭君
穀田 恵二君

議院運営委員

辞任

穀田 恵二君
佐々木憲昭君

補欠

田所 嘉徳君
津村 啓介君
田野瀬太道君
近藤 洋介君
古本伸一郎君
新開 裕司君
小川 淳也君
田所 嘉徳君
津村 啓介君

厚生労働委員

辞任

高橋 隆志君
みほ君
西村 真悟君

補欠

秋元 司君
白石 徹君
富樫 博之君
富樫 博之君
白石 徹君
秋元 司君

新谷 正義君

一、昨三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

田所 嘉徳君
津村 啓介君
田野瀬太道君
近藤 洋介君
古本伸一郎君
新開 裕司君
小川 淳也君
田所 嘉徳君
津村 啓介君

新谷 正義君
野中 厚君
厚君

田沼 隆志君
みほ君
西村 真悟君

補欠

秋元 司君
白石 徹君
富樫 博之君
富樫 博之君
白石 徹君
秋元 司君

新谷 正義君

法務委員

辞任

小田原 潔君

補欠

鈴木 憲和君

国土交通委員

辞任

後藤田正純君

補欠

秋元 司君

厚生労働委員

辞任

高橋 隆志君
みほ君
西村 真悟君

補欠

秋元 司君
白石 徹君
富樫 博之君
富樫 博之君
白石 徹君
秋元 司君

新谷 正義君

辞任

門 博文君

補欠

鈴木 憲和君

国土交通委員

辞任

後藤田正純君

補欠

秋元 司君

厚生労働委員

辞任

高橋 隆志君
みほ君
西村 真悟君

補欠

秋元 司君
白石 徹君
富樫 博之君
富樫 博之君
白石 徹君
秋元 司君

新谷 正義君

辞任

菅家 一郎君

補欠

鈴木 憲和君

国土交通委員

辞任

後藤田正純君

補欠

秋元 司君

厚生労働委員

辞任

高橋 隆志君
みほ君
西村 真悟君

補欠

秋元 司君
白石 徹君
富樫 博之君
富樫 博之君
白石 徹君
秋元 司君

新谷 正義君

辞任

門 博文君

補欠

鈴木 憲和君

国土交通委員

辞任

後藤田正純君

補欠

秋元 司君

厚生労働委員

辞任

高橋 隆志君
みほ君
西村 真悟君

補欠

秋元 司君
白石 徹君
富樫 博之君
富樫 博之君
白石 徹君
秋元 司君

新谷 正義君

予算委員
辞任

補欠 石川 昭政君

あかま二郎君

今村 雅弘君

大塚 高司君

関 芳弘君

牧原 秀樹君

中田 宏君

村上 史好君

石川 昭政君

菅家 一郎君

土井 亨君

小熊 健司君

玉城デ二一君

あかま二郎君

関 芳弘君

大塚 高司君

坂本 刚二君

菅家 一郎君

土井 亨君

橋本 英教君

小熊 健司君

玉城デ二一君

勝沼 栄明君

坂本 刚二君

白石 徹君

武井 俊輔君

辻元 清美君

奥野総一郎君

木下 智彦君

鷺尾英一郎君

木下 智彦君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、去る三月二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。災害対策特別委員
辞任

補欠 若宮 健嗣君

務台 俊介君

小泉進次郎君

今枝宗一郎君

木下 智彦君

三木 圭恵君

大久保三代君

菅家 一郎君

土井 亨君

小熊 健司君

玉城デ二一君

あかま二郎君

関 芳弘君

大塚 高司君

坂本 刚二君

菅家 一郎君

土井 亨君

橋本 英教君

小熊 健司君

玉城デ二一君

勝沼 栄明君

坂本 刚二君

白石 徹君

武井 俊輔君

辻元 清美君

奥野総一郎君

木下 智彦君

鷺尾英一郎君

木下 智彦君

東日本大震災復興特別委員
辞任

補欠 小泉進次郎君

今枝宗一郎君

木下 智彦君

大久保三代君

菅家 一郎君

土井 亨君

小熊 健司君

玉木雄一郎君

武藤 貴也君

高橋 博之君

安藤 裕君

山田 寶司君

柿沢 未途君

中野 洋昌君

石田 祝稔君

大見 正君

笹川 博義君

神山 佐市君

津島 淳君

西銘恒三郎君

橋本 英教君

藤井比早之君

岡田 克也君

後藤 祐一君

宮内 秀樹君

古本伸一郎君

木下 智彦君

岩田 和親君

木下 智彦君

東日本大震災復興特別委員
辞任

補欠 細田 健一君

寺島 義幸君

玉木雄一郎君

大見 正君

白須賀貴樹君

山田 賢司君

柿沢 未途君

細田 健一君

寺島 義幸君

玉木雄一郎君

宮内 秀樹君

高橋 博之君

安藤 裕君

山田 寶司君

柿沢 未途君

中野 洋昌君

石田 祝稔君

大見 正君

笹川 博義君

神山 佐市君

津島 淳君

西銘恒三郎君

橋本 英教君

藤井比早之君

岡田 克也君

後藤 祐一君

宮内 秀樹君

若井 康彦君

木下 智彦君

椎名 桂君
毅君

補欠 細田 健一君

寺島 義幸君

玉木雄一郎君

大見 正君

白須賀貴樹君

山田 賢司君

柿沢 未途君

細田 健一君

寺島 義幸君

玉木雄一郎君

宮内 秀樹君

高橋 博之君

安藤 裕君

山田 寶司君

柿沢 未途君

中野 洋昌君

石田 祝稔君

大見 正君

笹川 博義君

神山 佐市君

津島 淳君

西銘恒三郎君

橋本 英教君

藤井比早之君

岡田 克也君

後藤 祐一君

宮内 秀樹君

若井 康彦君

木下 智彦君

(調査要求承認)

一、国家基本政策委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る三月二十八日これを承認した。

国政調査承認要求書

国家の基本政策に関する事項

二、調査の目的

国家の基本政策の適正を期するとともに、我が国の将来の指針を確立するため

三、調査の方法

内閣総理大臣と野党党首との討議等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十一条により承認を求める。

平成二十五年三月二十八日

国家基本政策委員長 山本 公一

(質問書提出)

一、去る三月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

在日外国大使館員による賭博等の犯罪行為に関する質問主意書(石川知裕君提出)

中央省庁内の各店舗の賃料に関する質問主意書(石川知裕君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

共通番号制度により国民の利便性が向上する等とされている事務に関する質問主意書(赤嶺政賢君提出)

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古公有水面埋め立てと地方自治法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡敏英君提出農業者政治連盟との政策協定に関する質問に対する答弁書

平成二十五年三月二十二日提出 質問 第三七号

辺野古公有水面埋め立てと地方自治法に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

辺野古公有水面埋め立てと地方自治法に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

以下、質問する。

一、私が平成二十三年十二月二日付で提出した「普天間飛行場の辺野古移設に伴う公有水面埋め立てに関する質問主意書」に対する同年十二月十三日付の政府答弁書(以下、政府答弁書)と、公有水面埋め立て法第四十二条第一項に基づき、國が都道府県知事に公有水面埋め立ての承認を求めた際、当該都道府県知事の法定受託事務処理が同法に違反していると認めたとき等により是正の指示等をすることができる場合がある」と答えていた。

政府答弁書でいう「その処理が公有水面埋め立て法に違反していると認めるとき等」の「等」はいかなる状態、状況を指すのか、あるいは想定されるのか、政府の見解を示されたい。

また、公有水面埋め立ての手手続きに関し、國が行う「是正の指示等」の「等」とは、地方自治法第二百四十五条の七以外の根拠規定をもつてしても可能という意味か。その場合、根拠法令を明らかにされたい。

安倍内閣は、わが国の外交・安全保障について「基軸となる日米同盟を一層強化して、日米の絆を取り戻さなければならない」と謳い、同時に「普天間飛行場の移設を始めとする沖縄の負担の軽減に全力で取り組む」との方針を表明している。

だが、辺野古への新基地建設は、沖縄県民にとって負担軽減ではなく、一層の基地機能の強化に他ならない。これ以上の過重な基地負担を沖縄に強要する辺野古新基地建設は、絶対に認められないとおりである。

地方自治法第二百五十五条の七の新設によつて、國が公有水面埋め立て法第四十二条第一項に基づき、都道府県知事の承認を求めた際に「不承認づく」となり、地方自治法第二百四十五条の七に基づく「是正の指示等」を行うも、当該普通地方公共団体の行政庁が、相当の期間内に是正の要定める行政代執行等の規定があるにもかかわらず、普通地方公共団体の不作為に関する國の訴えの提起について定めている。

地方自治法第二百五十五条の七の新設によつて、國が公有水面埋め立て法第四十二条第一項に基づき、都道府県知事の承認を求めた際に「不承認づく」となり、地方自治法第二百四十五条の七に基づく「是正の指示等」を行うも、当該普通地方公共団体の行政庁が、相当の期間内に是正の要定める行政代執行等の規定があるにもかかわらず、普通地方公共団体の不作為に関する國の訴えの提起について定めている。

基礎づく提訴は「念頭に置いていない」と明確に否認している。係る当時の防衛大臣発言は、安倍内閣においても踏襲されるものと理解してよい

また、同インタビューで田中防衛大臣は、公有水面埋め立てをめぐり、沖縄県知事から国に「承認」権限を移す特別措置法の制定についても「一切考へてない」と明確に否定している。係る当時の防衛大臣発言は、安倍内閣においても譲り受けられたものと理解してよいか、見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆賀一八三第三七号
平成二十五年四月二日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古公有水面埋め立てと地方自治法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出辺野古公有水面埋め立てと地方自治法に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「その処理が公有水面埋立法に違反していると認めるとき等」の「等」には、都道府県の法定受託事務の処理が著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると国が認めるとき及び都道府県知事の法定受託事務の管理若しくは執行が公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定に違反するものがある場合又は当該法定受託事務の管理若しくは執行を怠るものがある場合において、地方自治法（昭和二

十二年法律第六十七号）第二百四十五条の八第

一項から第八項までに規定する措置以外の方法によつてその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときが含まれ、お尋ねの「是正の指示等」の「等」には、同条の規定による代執行等が含まれる。

二について

地方自治法第二百四十五条の五の規定による是正の要求又は同法第二百四十五条の七の規定が、当該是正の要求又は是正の指示に関する国地方係争処理委員会への審査の申出や当該是正の要求又は是正の指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は当該是正の指示に係る措置を講じない場合には、法令上の問題が解決しないという状況が生じるが、お尋ねの同法第二百五十二条の七の規定は、このような状態を解消するため、当該正の要求又は是正の指示を行つた各大臣が当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求める訴えを提起することができるとしたものである。

御指摘の同法第二百四十五条の八の規定による代執行等は、その対象が法定受託事務に限定され、また、他の方法によって是正を図ることのが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるとき

といふ限定的な状況において行うことが可能となるものであるが、お尋ねの同法第二百五十一

条の七の規定による普通地方公共団体の不作為

に関する国の訴えの提起は、そもそも訴えの目的が違法の確認に加え、自治事務もその対象としているなどの点において、より一般的な制度として国と地方公共団体の係争を処理するために設けられたものである。

三及び四について

政府としては、普天間飛行場の移設については、沖縄の皆様の御理解を得るべく全力で取り組みながら、公有水面埋立法に基づく手続を進めているところであり、同法第四十二条の改正やお尋ねのような特別措置法の制定、地方自治法第二百四十五条の八の規定による代執行等を行なうことは検討していない。

右質問する。

内閣衆賀一八三第三八号
平成二十五年四月二日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員村岡敏英君提出農業者政治連盟との政策協定に関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員村岡敏英君提出農業者政治連盟との政策協定に関する質問主

意書
提出者 村岡 敏英
農業者政治連盟との政策協定に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの議員の特定については、政治家個人の活動に関するものであり、政府としてお答えする立場はない。

また、いずれにせよ、一般に、各國務大臣並びに各府省の副大臣及び大臣政務官が、その立場において政府の方針に従うということである場合には、御指摘のような矛盾をもたらすことはないと考える。

協定違反に留まらず、有権者への重大な背信行為を考える。そこで次の事項について質問する。

一 安倍内閣における大臣・副大臣・大臣政務官のうち、先の選挙にて同連盟と右政策協定を締結した議員は誰であるか。

二 また、その議員が政府内にいることが内閣の方針に矛盾することについてどのように考えているか。

右質問する。

内閣衆賀一八三第三九号
平成二十五年三月二十二日提出

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員村岡敏英君提出農業者政治連盟との政策協定に関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員村岡敏英君提出農業者政治連盟との政策協定に関する質問主

意書
提出者 村岡 敏英
農業者政治連盟との政策協定に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの議員の特定については、政治家個人の活動に関するものであり、政府としてお答えする立場はない。

また、いずれにせよ、一般に、各國務大臣並びに各府省の副大臣及び大臣政務官が、その立場において政府の方針に従うということである場合には、御指摘のような矛盾をもたらすことはないと考える。

国際的に認められた知見を踏まえ、産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇幅を二度未満に抑えるには世界における温室効果ガス排出量の大幅な削減が必要であることを認識し、二〇五〇年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標を全ての国と共有するよう努めるとともに、二〇五〇年までに八〇パーセントの温室効果ガスの排出削減を目指すという長期的展望に立つて積極的に地球温暖化対策を実施すること。

地球温暖化対策の推進に当たっては、以下の各点に配慮すること。

1 地球温暖化対策は、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出をできる限り抑制すること

他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する行動が新たな生活様式の確立等を通じて積極的に行われることによって、豊かな国民生活及び産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出量を削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならないこと。

2 地球温暖化対策は、地球温暖化を防止すること

が人類共通の課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、及び国際社会において我が国のある地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならないこと。

3 地球温暖化対策は、地球温暖化の防止に資する技術の開発その他の研究開発及びその成果の普及が重要であることに鑑み、これらの研究開発及びその成果の普及が図られるよう、行われなければならないこと。

4 地球温暖化対策の推進に当たっては、地球温暖化の防止に資する産業の発展及びこれによる就業の機会の増大を図ること。

5 地球温暖化対策の推進に当たっては、工エネルギーに関する施策との連携を図ること。

6 地球温暖化対策の推進に当たっては、経済活動及び国民生活に及ぼす効果及び影響について事業者及び国民の理解を得つつ、適切な財政運営に配慮すること。

三 東日本大震災の教訓を踏まえ、省エネルギー基準の強化、省エネルギー機器の普及など、あらゆる政策手段を活用し、省エネルギー対策を一層加速して進めるとともに、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を図ること。

四 地球温暖化対策に関する国際的動向及び最新の科学的知見に照らし、国内の地球温暖化対策に関する政府の方針及び地球温暖化対策計画を不斷に見直すこと。

五 地球温暖化対策の推進を図るためにには国民の理解及び協力を得ることが不可欠であることに鑑み、地球温暖化の防止に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実のために必要な施策を講ずること。また、地球温暖化対策に関する政策形成に国民の意見を反映し、並びに政策形成過程の公正性及び透明性を確保するため、国民への情報の速やかな公開を徹底するととも

六 地球温暖化対策に関する基本原則、温室効果ガス排出量の削減に関する長期的な目標、その達成のための基本的施策等を規定する基本法について早急に検討を行うこと。

七 温室効果ガス排出量の削減に関する中期的な目標については、再生可能エネルギーの最大限の導入及び省エネルギーの最大限の推進を図ることを前提に、我が国の社会経済情勢を踏まえつつ、二〇二〇年の野心的な目標を早急に設定すること。

右
国会に提出する。
平成二十五年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第一条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を同条第七項として、同条第五項の次に次の二項を十分に確保すること。

6 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日において第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

第四条第一項中「同条第五項」の下に「又は第六項」を加える。

附則第二項中「第五項」を「第六項」に改める。

附則第五十項中「平成十八年法律第九十五号」の下に「以下「平成十八年法律第九十五号」という。」を加える。

附則第五十七項を附則第六十七項とし、附則第五十六項の次に次の十項を加える。

57 平成十五年四月一日以後に死亡した者（昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死亡した者を除く。）の妻婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であつたことにより、平成二十五年四月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。）は、第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

58 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成二十五年十一月一日とする。

昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより平成十五年四月一日以後に死亡した

者の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であつたことにより、平成二十五年四月一日において第二条第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を取得した者を除く。)は、第三条第二項に規定する者とみなす。

60 平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した平成十八年法律第九十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者(平成八年法律第十五号附則第二条第一項に規定する者を除く。)に限る。)であつたことは、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

62 平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した平成八年法律第十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第四項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことは、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

64 平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第三項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことは、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

66 平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条に規定する戦傷病者等となる者の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことは、第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

68 平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した平成十三年法律第五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

70 平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した平成三年法律第五十号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

61 平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する者とみなす。

62 平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した平成八年法律第十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する者とみなす。

63 平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した平成三年法律第五十号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する者とみなす。

64 平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した平成三年法律第五十号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

65 平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十四年法律第五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する者とみなす。

66 平成十五年四月一日から平成十八年九月三十日までの間に死亡した昭和五十四年法律第五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

官 報 (号 外)

法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成二十五年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の
改正

一条 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の一部を次の

ように改正する。

第三条に次の二項を加える。

前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を

取得した日から五年を経過した日において第

五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特

別額付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を

同じくする子又は孫を有するに至らなかつた

ものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項及び附則第二項中「第十一項」を
第十三項に改める。

附則第五十九項を附則第六十六項とし、附則

第五十八項の次に次の七項を加える。

平成十五年四月一日以後に死亡した者(昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病により死

亡した者を除く。)の父母又は祖父母であつた

ことにより、平成二十五年四月一日において

第三条第五項各号のいずれかに該当する者は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権

者たる父母等とみなす。

前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三

同条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは、「平成二十五年十月一日」と読み替えるものとする。

三

定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、平成二十五年十月一日とする。

則第五十七項を同法附則第六十七項とし、同法附則第五十六項の次に十項を加える改正規定並びに第二条中戦没者の父母等に対する特別給付金支給法附則第五十九項を同法附則第六十六項とし、同法附則第五十八項の次に七項を加える改正規定は、同年十月一日から施行する。

理由

戦没者の妻及び父母等の置かれている特別の事情に鑑み、これらの者に改めて特別給付金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨
本案は、戦没者の妻及び父母等に継続して支給してきた特別給付金国債が最終償還を終えるため、これらの者に改めて特別給付金を支給しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

特別給付金国債の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、特別給付金として額面二百万円、十年償還の無利子の国債を支給すること等の措置を講ずること。

2 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正

特別給付金国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、特別給付金として額面二百万円、五年償還の無利子の国債を支給すること等の措置を講ずること。

3 施行期日

この法律は、一部を除き、平成二十五年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

戦没者の妻及び父母等に継続して支給したこと、特別給付金国債が最終償還を終えるため、これらの方に改めて特別給付金を支給することは、時宜に適するものと認めるが、施行期日にについて修正を行う必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

特別給付金の支給事務に必要な経費として平成二十五年度一般会計予算(厚生労働省所管)において約九千七百万円が計上されている。

また、特別給付金に係る国債還に必要な経費として、平成二十五年度以降における一般会計予算(財務省所管)の中で、総額約二千百十四億円が計上される見込みである。右報告する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働委員長 松本 純

衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

(小字及び
は修正)

附 則

1 この法律は、公布の日 平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一項中戦没者等の妻に対する

特別給付金支給法附則第五十項の改正規定及び同法附則第五十七項を同法附則第六十七項と

し、同法附則第五十六項の次に十項を加える改

正規定並びに第二項中戦没者の父母等に対する

特別給付金支給法附則第五十九項を同法附則第

六十六項とし、同法附則第五十八項の次に七項

を加える改正規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

附則第三項中「平成二十五年五月十六日」を

「平成三十年五月十六日」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。
 第二条 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 一 議案の目的及び要旨
 本案は、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
 二 計画の目的及び要旨
 本案は、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正

一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限
 (平成二十五年五月十六日まで)を五年延長し、平成三十年五月十六日までとすること。
 二 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正
 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限(平成二十五年六月三十日まで)を五年延長し、平成三十年六月三十日までとすること。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右

平成二十五年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

三 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十
七号附則第二項)

四号附則第二項の表及び第四項

一 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十五号)

二 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)

附則第六項

三 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十
七号附則第二項)

三十日までとすること。

一 電気需要平準化時間帯（電気の需給の状

況に照らし電気の需要の平準化を推進する

必要があると認められる時間帯として経済

産業大臣が指定する時間帯をいう。以下同

じ)における電気の使用から燃料又は熱の

電氣需要平準化時間帶から電氣需要平準
使用への轉換

電気需要と供給時間帯が電気需要と供給時間帯以外の時間帯への電気を消費する

機械器具を使用する時間の変更

第六条中「適確な実施」の下に「又は電気の需

委の平準化に資する措置の適確な実施』を、「助

合を」の下に「し、又は工場等において電気を使

用して事業を行う者に対し、同条第二項に規定する旨を勘案して、別項各号に掲げる事項の

する指針を斟酌して 同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言を一を加え

「おはようござりまへ。おはようござりまへ。」

第十六条第一項中「対し」の下に「、当該特定

事業者のエネルギーを使用して行う事業に係る

技術水準、同条第二項に規定する指針に従つて

講じた措置の状況その他の事情を勘案し」を加

第五十二条の規定の中「事項」を「事項等」と改

第五二条の見出し「事項」を「事項等」に改

この対比における性能」を「第七十八条第一項に

規定するエネルギー消費性能等」に改め、同条

第二項中「前項」を「第一項」に改め、「事項」の下

に「及び前項に規定する指針」を、「長期見通し」

の下に、電気その他のエネルギーの需給を取扱う委員会設置を附決議、同項を同条第三項二、

「卷く環境」を加え、同項を同條第三項とし

経済産業大臣及び国土交通大臣は、電気を

卷之二

使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者による貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るために、当該貨物輸送事業者が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第五十三条中「適確な実施」の下に「又は電気を、「助言を」の下に「し、又は電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者に対し、同条第二項に規定する指針を勘案して、電気の需要の平準化に資する措置の実施について必要な指導及び助言を」を加える。

第五十七条第一項中「対し」の下に「当該特定貨物輸送事業者のエネルギーを使用して行う貨物の輸送に係る技術水準、同条第二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他の事情を勘案し」を加える。

第五十八条中「資するよう」の下に「努めるとともに、電気の需要の平準化に資するよう」を加え、同条第一号中「エネルギーの消費量との対比における性能」を「一定の条件での輸送に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能」に改め、同条に次の一号を加え。

三 電気需要平準化時間帯から電気需要平準化時間帯以外の時間帯への電気を使用した貨物の輸送を行わせる時間の変更のための措置

第五十九条の見出し中「事項」を「事項等」に改め、同条第一項中「前条各号」を「前条第一号及

び第二号」に改め、同条第二項中「第五十二条第二項」を「第五十二条第三項」に、「前項」を「第一項」に改め、「事項」の下に「及び前項に規定する指針」を加え、同項を

指針」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、荷主による貨物輸送事業者に行わせる電気を使用した貨物の輸送に係る電気の需要の平準化に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、前条第三号に掲げる事項その他当該荷主が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第六十条中「適確な実施」の下に「又は電気の需要の平準化に資する措置の適確な実施」を加え、「第五十八条各号」を「第五十八条第一号及び第二号」に改め、「助言を」の下に「し、又は電気を使用した貨物の輸送を行わせる荷主に対し、前条第二項に規定する指針を勘案して、第五十八条第三号に掲げる措置の実施について必要な指導及び助言を」を加える。

第六十一条中「資するよう」の下に「努めるとともに、電気の需要の平準化に資するよう」を加え、同条第一項中「エネルギーの消費量との対比における性能」を「一定の条件での輸送に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能」に改め、同条に次の二号を加え。二項に規定する指針に従つて講じた措置の状況

第六十五条中「実施」の下に「又は電気を使用して貨物の輸送を行う貨物輸送事業者の電気の需要の平準化に資する措置の適確な実施」を加える。

第六十六条の見出し中「事項」を「事項等」に改め、同条第一項第一号中「エネルギーの消費量との対比における性能」を「第七十八条第一項に規定するエネルギー消費性能等」に改め、同条

第二項中「第五十二条第二項」を「第五十二条第三項」に、「前項」を「第一項」に改め、「事項」の下に「及び前項に規定する指針」を加え、同項を

同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者に資する措置の適切かつ有効な実施を図るため、当該旅客輸送事業者が取り組むべき措置に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第六十七条中「適確な実施」の下に「又は電気の需要の平準化に資する措置の適確な実施」を、「助言を」の下に「し、又は電気を使用して旅客の輸送を行う旅客輸送事業者に対し、同条第二項に規定する指針を勘案して、電気の需要の平準化に資する措置の実施について必要な指導及び助言を」を加える。

第六十八条中「資するよう」の下に「努めるとともに、電気の需要の平準化に資するよう」を加える。

第六十九条中「資するよう」の下に「努めるとともに、電気の需要の平準化に資するよう」を加える。

第七十条中「資するよう」の下に「努めるとともに、電気の需要の平準化に資するよう」を加える。

第七十一条第六項中「輸送」と、「第五十二条第一項」とあるのは「第五十二条第一項及び第六十六条第一項」との下に「「行う貨物の輸送」とあるのは「行う貨物又は旅客の輸送」と、「同条第二項」とあるのは「第五十二条第二項及び第六十六条第二項」とを加える。

第七十二条中「資するよう」の下に「努めるとともに、建築物に設ける電気を消費する機械器具（エネルギー消費機器の部品として又は専ら工

用のための措置を適確に実施することにより、電気の需要の平準化に資するよう」を加える。

第七十三条第一項中「前条に規定する」を「建物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための」に、「同条第一号」を「前条第一号」に改め、同条第二項を次の二項に改める。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 機械器具等に係る措置

第七十四条中「第七十二条」を「前条第一項」に、「前条第一項」を「同項」に改める。

第七十五条第七項及び第七十五条の二第五項中「第七十二条」を「第七十三条第一項」に改める。

第六章中第七十七条の前に次の節名を付す。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 機械器具等に係る措置

第七十七条の見出しを「（エネルギー消費機器等製造事業者等の努力）」に改め、同条中「エネルギーを消費する機械器具」を「エネルギー消費機器（エネルギー消費機器の部品として又は専ら工

機器等（エネルギー消費機器（エネルギーを消費する機械器具をいう。以下同じ。）又は関係機器（エネルギー消費機器の部品として又は専ら工

であつて、当該工ネルギー消費機器の使用に際し消費される工ネルギーの量に影響を及ぼすものをいう。以下同じ。」をいう。以下同じ。」に、「製造事業者等」を「工ネルギー消費機器等」に、「製造事業者等」に、「係る機械器具」を「係る工ネルギー消費機器等」に、「工ネルギーの消費量との対比における機械器具の性能」を「工ネルギー消費性能（工ネルギー消費機器の一定の条件での使用に際し消費される工ネルギーの量を基礎として評価される性能をいう。以下同じ。）又は工ネルギー消費関係性能（関係機器に係る工ネルギー消費機器の工ネルギー消費性能に関する当該関係機器の性能をいう。以下同じ。）」に、「機械器具」を「工ネルギー消費機器等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 電気を消費する機械器具（電気の需要の平準化に資するための機能を附加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。以下この項において同じ。）の製造又は輸入の事業を行つ者は、基本方針の定めるところに留意して、その製造又は輸入に係る電気を消費する機械器具につき、電気の需要の平準化に係る性能の向上を図ることにより、電気を消費する機械器具に係る電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。

第七十八条の見出し中「製造事業者等」を「工ネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同条第一項中「工ネルギーを消費する機械器具の」を「工ネルギー消費機器等の」に、「前条に規定する性能」を「工ネルギー消費性能」に、「機械器具」を「工ネルギー消費機器等」に改め、同

あつてそのエネルギー消費性能に、「特定機器」を「特定エネルギー消費機器」に改め、「いわゆる」の下に「及び我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費するエネルギー消費機器に係る関係機器等であつてそのエネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの(以下「特定関係機器」という。)」を、「自動車」の下に「及びこれに係る特定関係機器」を加え、「第八十七条第十一項」を「第八十七条第十三項」に、「特定機器」として、当該性能を「特定エネルギー消費機器及び特定関係機器(以下「特定工エネルギー消費機器等」という。)」とに、その工エネルギー消費性能又はエネルギー消費性能(以下「工エネルギー消費性能等」という。)に、そに、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等」に、規定する性能を「エネルギー消費性能等」に、「当該性能」を「そのエネルギー消費性能等」に改める。

第八十条中「特定機器」を「特定工ネルギー消費機器等」に、「特定機器ごとに」を「特定工エネルギー消費機器等ごとに」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 次のイ又はロに掲げる特定工エネルギー消費機器等の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める事項

イ 特定工エネルギー消費機器 工エネルギー消費効率(特定工エネルギー消費機器の工エネルギー消費性能として経済産業省令(自動車にあつては、経済産業省令・国土交通省令)で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。)に関しエネルギー消費機器等製造事業者等が表示すべき事項

ロ 特定関係機器 寄与率(特定関係機器のエネルギー消費関係性能として経済産業省令(自動車に係る特定関係機器については、経済産業省令・国土交通省令)で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。)に関しエネルギー消費機器等製造事業者等が表示すべき事項

第八十条第二号中「エネルギー消費効率」の下に「又は寄与率」を加え、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。

第八十二条第一項中「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、「エネルギー消費効率」の下に「又は寄与率」を加え、同条第二項中「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、同条第一号を「特定工エネルギー消費機器等」に改め、同条第一号を次のように改める。

三、項中「製造事業者等」を「工ネルギー消費機器等製造事業者等」に、「特定機器」を「特定エネルギー消費機器等」に改め、第六章中同条の次に次の一節を加える。

第二節 热損失防止建築材料に係る措置

(熱損失防止建築材料製造事業者等の努力)

第八十一条の二 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料(以下「熱損失防止建築材料」という。)の製造、加工又は輸入の事業を行う者(以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。)は、基本方針の定めるところに留意して、その製造、加工又は輸入に係る熱損失防止建築材料につき、熱の損失の防止のための性能の向上を図ることにより、熱損失防止建築材料に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準となるべき事項)

第八十二条の三 热損失防止建築材料のうち、我が国において大量に使用され、かつ、建築物において熱の損失が相当程度発生する部分に主として用いられるものであつて前条に規定する性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの(以下「特定熱損失防止建築材料」という。)については、経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料ごとに、当該性能の向上に関し熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

官報 (号外)

二 前号に掲げるもののほか、その供給する電気の需給の実績及び予測に関する情報を提供するための環境の整備

三 電気事業者は、前項の規定により計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の廃止)

第三条 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)は、廃止す

2 電気事業者は、前項の規定により計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の廃止)

2 電気事業者は、前項の規定により計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

二 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

三月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第四条、第九

条、第十一条(独立行政法人新エネルギー・

産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第

百四十五号附則第十四条から第十六条まで

の改正規定に限る)、第十二条及び第十三条

の規定 平成二十五年三月二十一日

平成二十五年四月四日 衆議院会議録第十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案及び同報告書

ものの取得及び当該電気を使用する者(当該電気を使用する者が指定する者を含む。)

に対するその提供を可能とする機能を有する機器の整備

三 前号に掲げるもののほか、その供給する電気の需給の実績及び予測に関する情報を

提供するための環境の整備

(エネルギーの使用の合理化に関する法律の一

部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律

(以下この条において「旧合理化法」という。)第十六条第一項(旧合理化法第十九条の二第一項

において準用する場合を含む。)の規定による合理化計画を受けた特定事業者又は特定連鎖化事業者に対する当該指示に係る合理化計画を変更すべき旨の指示、合理化

計画を適切に実施すべき旨の指示、公表及び命令並びにこれらの指示、公表及び命令に係る報告及び立入検査については、なお従前の例によ

る。

2 この法律の施行前に旧合理化法第五十七条第一項(旧合理化法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。)又は第六十

六項において準用する場合を含む。)又は第六十

四条第一項の規定による勧告を受けた特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者若しくは特定

航空輸送事業者又は特定荷主に対する当該勧告に係る公表及び命令並びにこれらの勧告、公表

及び命令に係る報告及び立入検査については、

なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧合理化法第七十九条第一項の規定による勧告を受けた同項に規定する製造事業者等(次項において「製造事業者等」という。)に対する当該勧告に係る公表及び命令並

びにこれららの勧告、公表及び命令に係る報告及

び立入検査については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に旧合理化法第八十一条第

一項の規定による勧告を受けた同項に規定する

製造事業者等(次項において「製造事業者等」という。)に対する当該勧告に係る公表及び命令並

びにこれららの勧告、公表及び命令に係る報告及

び立入検査については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に旧合理化法第八十二条第一項の規定による勧告を受けた同項に規定する

対する当該勧告に係る公表及び命令並びにこれらの勧告、公表及び命令に係る報告及び立入検査については、なお従前の例による。

6 第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のエネ

ルギーの使用の合理化等に関する法律(以下この条において「新合理化法」という。)の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新合理化法の規定について検討を加え、その結果に

基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の二第二項第四号イ⁽³⁾及び第十二条の三第三項第四号中「エネルギーの使

用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第八十条第一

号」を「第八十条第一号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め

る。

2 旧特定事業活動促進法第二十一条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する特定事業活動等関連保証及び同条第三項に規定するエネルギー使用合理化事業活動関連保証に係る保険関係については、なお従前の例によ

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のエネ

ルギーの使用の合理化等に関する法律(以下この

条において「新合理化法」という。)の施行の状況を勘査し、必要があると認めるときは、新合理化法の規定について検討を加え、その結果に

基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の二第二項第四号イ⁽³⁾及び第十二条の三第三項第四号中「エネルギーの使

用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第八十条第一

号」を「第八十条第一号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め

る。

2 旧特定事業活動促進法第二十一条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する特定事業活動等関連保証及び同条第三項に規定するエネルギー使用合理化事業活動関連保証に係る保険関係については、なお従前の例によ

る。

三一

(中小企業支援法の一部改正)

第九条 中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第四号中「及び特定物質(エネル

ギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に

関する事業活動の促進に関する臨時措置法平

成五年法律第十八号)第二条第二項に規定する

特定物質をいう。」を「特定物質(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)第二条第一項に規定する特定物質をいう。)、包装材料及び容器」

に、「同法」を「資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)」に改める。

(登録免許税法等の一部改正)

第十条 次に掲げる法律の規定中「エネルギーの使

用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使

用の合理化等に関する法律」に改める。

一 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五

号)別表第一第一第六号及び第一百五十五号の二

二 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第三項

三 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二十二条の十(見出しを含む。)

四 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第十条第九項並びに第五十四条第一項第一号及び第八項

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第十二条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「エネルギーの使用の合理化

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案及び同報告書

に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等

に関する法律」に改める。

附則第十四条から第十六条までを次のように改める。

第十四条から第十六条まで 削除

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改める。

第八十五条第三項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第一号イを次のように改める。

イ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金の出資(非

化石エネルギーの開発及び利用の促進に

関する業務で政令で定めるものに係る出

資に限る。)又は交付金の交付

(災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一

部を改正する法律の一部改正)

第十三条 災害時における石油の供給不足への対

処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十六号)の一部を次のように改める。

附則第一条第三号中「及び第十三条」を「から

第十六条まで」に改める。

附則第二十二条中独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十二条及び第十三条の改正規定を次のように改める。

附則第二十二条から第十六条までを次のように改める。

第十二条から第十六条まで 削除

理由

長期的なエネルギーの需給の安定化の必要性が高まっていることに鑑み、工場等において電気を使用して事業を行う者による電気の需要の平準化に資する措置の実施が円滑に行われるようにするため、当該措置に関する指針を定め、指導及び助言を行うことができるようにするとともに、民生部門におけるエネルギーの使用の合理化を一層推進するため、熱の損失の防止の用に供される建築材料の性能の向上について判断の基準となるべき事項を定め、製造事業者等を勧告の対象とする等の措置を講ずるほか、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法附則第二条に規定する廃止期限の到来に伴い、同法を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築材料等の性能の向上に関する措置の導入

在の市場で最も優れている建築材料等の性能を基に数年後に達成すべき目標を設定し、企業間の技術開発競争を促すことで、建築材料等の性能の向上を進めるようにすること。

工場・事業場等における省エネ対策の努力目標について、電気その他のエネルギーの需給を取り巻く環境を勘案した、目標の設定を可能とすることにより、事業者が電力ピーク

対策に円滑に取り組めるようになります。

工場・事業場等における電力ピーク対策を円滑化する措置の導入

工場・事業場等における電力ピーク対策を

臨時措置法を法の定める期限の到来に伴い廃止すること。

「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を法の定める期限の到来に伴い廃止すること。

3 「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を法の定める期限の到来に伴い廃止すること。

1 建築材料等の性能の向上に関する措置の導入

建築材料の省エネ性能について、現在

においては、省エネ対策を一層進めることと

おいても省エネ対策を一層進めること、

及び電力の需給の早期安定化の観点から、供給

体制の強化に万全を期すとともに、需要側にお

いても、普及が進みつつある蓄電池やエネル

ギー管理システム等が効率的に活用されるよう、

電力ピーク対策を円滑化する措置を講じようど

するものであり、その主な内容は次のとおりで

ある。

二

議案の目的及び要旨

本案は、近年、業務・家庭といった民生部門におけるエネルギー使用量が増加傾向にあるこ

とを踏まえ、産業部門だけでなく、民生部門に

おいても省エネ対策を一層進めること、

及び電力の需給の早期安定化の観点から、供給

体制の強化に万全を期すとともに、需要側にお

いても、普及が進みつつある蓄電池やエネル

1 建築材料等の性能の向上に関する措置の導入
建築材料の省エネ性能について、現在
においては、省エネ対策を一層進めることと
おいても省エネ対策を一層進めること、
及び電力の需給の早期安定化の観点から、供給
体制の強化に万全を期すとともに、需要側にお
いても、普及が進みつつある蓄電池やエネル
ギー管理システム等が効率的に活用されるよう、
電力ピーク対策を円滑化する措置を講じようど
するものであり、その主な内容は次のとおりで
ある。

三

議案の修正議決理由

この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、「エネルギー等

の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」の廃止

に関する規定については、平成二十五年三月三十日から施行するものとすること。

本案は、民生部門におけるエネルギー使用量

が増加傾向にあることを踏まえ、民生部門にお

いて、省エネ対策を一層進めるとともに、需要側における、電力ピーク対策を円滑化

するための措置として妥当なものと認めるが、

官 報 (号 外)

(第二十条―第二十五条)を「第三節 避難指示区
域から避難している者の生活の安定を図るための
法の特例等(第二十九条・第三十四条)
形成事業計画及びこれに基づく措置(第三十五
条)」に、「第二十六条―第三十七条」
を「第三十九条―第五十条」に、「第三十八条―第
五十一条」を「第五十二条―第六十三条」に、「第五十
一条・第五十二条」を「第六十四条・第六十五条」
に、「第五十三条 第五十七条」を「第六十六条―
第七十条」に、「第五十八条―第六十三条」を「第七
十一条・第七十六条」に、「第六十四条・第六十九
条」を「第七十七条―第八十二条」に、「第七十条」
を「第八十三条」に、「第七十二条―第七十五条」を
「第八十四条―第八十八条」に改める。
第四条第四号二中「ハまで」を「ニまで」に改め、
同号中二をホとし、ハをニとし、口の次に次のよ
うに加える。
ハ 住民に対し居住及び事業活動の制限を求
める指示を行うことの指示
第五条第一項第五号中「第三十八条第一項」を
「第五十二条第一項」に改め、同項第七号中「第五
十八条第二項」を「第七十二条第一項」に改める。
第三章第一節中第七条の前に次の款名を付す
る。

全て解除される見込みであるとされた区域を除く。)におけるもの」を加え、同条の次に次の款名を付する。

第二款 土地改良法等の特例等

第十三条第二項中「第四十五条第二項第一号」を「第五十八条第二項第一号」に改める。

第十七条第一項中「避難解除等区域において」を削る。

第七十五条を第八十八条とし、第七十一条から第七十四条までを十三条ずつ繰り下げる。

第八章中第七十条を第八十三条とする。

第七章中第六十九条を第八十二条とし、第六十一条から第六十八条までを十三条ずつ繰り下げる。

第六章中第六十三条を第七十六条とし、第六十一条を第七十五条とし、第六十一条を第七十四条とする。

第五十九条中「第五十八条第五項」を「第七十一条第五項」に、「第六十二条」を「第七十五条」に、改め、同条を第七十三条とする。

第五十九条中「第五十八条第五項の」を「第七十一条第五項の」に、「第五十八条第六項」を「第七十一条第六項」に、「第五十八条第三項」を「第七十一条第三項」に、「第五十八条第五項」を「第七十一条第五項」に、「第五十八条第五項各号」を「第七十一条第五項各号」に、「第五十八条第七項」を「第七十一条第七項」に改め、同条を第七十二条とする。

第五十八条第一項中「第六十一条」を「第七十四条」に改め、同条第六項中「第六十条」を「第七十三条」に改める。

前に見出しとして「(地熱資源開発事業に係る許認可等の特例)」を付する。

第四十五条を第五十八条とし、第四十四条を第五十七条とする。

第四十三条中「第三十八条第一項第三号」を「第五十二条第二項第三号」に、「第四十七条」を「第六十条」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十二条第一項中「第三十八条第二項第三号ハ」を「第五十二条第二項第三号ハ」に改め、同条第四項中「第三十八条第二項第三号」を「第五十二条第二項第三号」に改め、同条を第五十五条とする。

第四十一条第一項中「第三十八条第二項第三号口」を「第五十二条第二項第三号口」に改め、同条第七項中「第三十八条第二項第三号」を「第五十二条第二項第三号」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十条第一項中「第三十八条第二項第三号イ」を「第五十二条第二項第三号イ」に改め、同条第七項中「第四十条第七項」を「第五十三条第七項」に、「第四十条第五項各号」を「第五十三条第五項各号」に改め、同条第八項中「第四十条第九項」を「第五十三条第九項」に改め、同条を第五十三条とする。

第三十九条第一項中「第三十八条第九項」を「第五十二条第九項」に、「第三十八条第十項」を「第五十二条第十項」に、「第三十八条第四項」を「第五十二条第四項」に、「第三十八条第九項」を「第五十二条第九項」に、「第三十八条第二項第三号」を「第五十二条第二項第三号」に、「第三十八条

官報 (号外)

第九項各号」を「第五十一條第九項各号」に、「第三十八條第十一項」を「第五十一條第十一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第三十八条第二項第三号中「第四十条から第五十条まで」を「第五十三條から第六十三條まで」に改め、同号イ中「第四十条第二項」を「第五十三條第二項」に改め、同号ホ中「第四十八条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同項第四号中「第四十三条から第五十条まで」を「第五十三條から第六十一条まで」に改め、同条を第五十五条とする。

第三十九條第一項中「第四十条から第四十八条まで」を「第五十三條から第六十一條まで」に改め、「第四十九條」を「第六十二條」に、「第七十二条たゞし書」を「第八十五条たゞし書」に、「第五十条」を「第六十三條」に改め、同条第四項中「第四十四条及び第四十七条」を「第五十七条及び第六十条」に改め、同条を第五十一條とする。

第三十七条中「第二十八条」を「第四十二条」に改め、第四章中同条を第五十条とする。

第三十六条を第四十九条とし、第三十二条から第三十五条までを十三条ずつ繰り下げる。

第三十一条第一項中「第三十三条」を「第四十六条」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十条を第四十三条とし、第二十六条から第二十九条までを十三条ずつ繰り下げる。

第二十五条第一項中「及び」の下に「避難元市町村」を加え、「(以下この項において「福島県等」という)」を「(以下同じ)」に、「福島県等は」を「福島県及び避難元市町村は」に、「福島県等以外」を「福島県及び避難元市町村以外」に改め、第三章第三節中同条を第三十四条とし、同条の次に次の二款を加える。

第二款 生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置
(生活拠点形成事業計画の作成等)

第三十五条 福島県知事及び避難先市町村(多数の居住制限者が居住し、又は居住しようとする市町村をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)の長(避難元市町村その他の地方公共団体が次項第二号から第四号までに規定する事業又は事務を実施しようとする場合にあっては、福島県知事、避難先市町村の長及び当該地方公共団体の長)は、共同して、避難先市町村の区域内における公営住宅の整備その他の居住制限者の生活の拠点を形成する事業に関する計画(以下この条及び次条において「生活拠点形成事業計画」という。)を作成することができる。

2 生活拠点形成事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 生活拠点形成事業計画の目標

二 公営住宅の整備又は管理に関する事業に関する事項

三 居住制限者の生活の拠点を形成する事業(前号に規定するものを除く。)であつて次に掲げるものに関する事項

イ 道路法第二条第一項に規定する道路の新設又は改築に関する事業

四 前二号に規定する事業と一体となつてその

効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項

五 計画期間
(生活の拠点の形成に当たつての配慮)

六 前各号に掲げるもののほか、居住制限者の生活の拠点の形成に関し必要な事項

七 生活拠点形成事業計画を作成しようとする者は、あらかじめ、避難元市町村の長その他関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならぬ。

八 生活拠点形成事業計画の変更について準用する。
(生活拠点形成交付金の交付等)

九 第三十六条 福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体(次項において「福島県等」という。)は、同項の交付金を充てて生活拠点形成事業計画に基づく事業又は事務(同項において「生活拠点形成交付金事業等」という。)の実施をしようとするときは、復興庁令で定めるところにより、当該生活拠点形成事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。

十条 第三十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画に係る生活拠点形成交付金事業等の実施に要する経費に充てるため、復興庁令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
口 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十一條第一項に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業

ハ その他復興庁令で定める事業

四 前二号に規定する事業と一体となつてその

付金の交付に關し必要な事項は、復興庁令で定める。

五 生活の拠点の形成に当たつての配慮
(生活拠点形成事業計画の作成等)

六 前各号に掲げるもののほか、居住制限者の生活の拠点の形成は、居住制限者が長期にわたり避難を余儀なくされていることを踏まえ、その生活の安定を図ることを旨として、行われなければならない。

七 生活の拠点の形成に当たつての配慮
(東日本大震災復興特別区域法の準用)

八 生活の拠点の形成に当たつての配慮
(生活の拠点の形成に当たつての配慮)

九 第三十八条 東日本大震災復興特別区域法第八十一条から第八十三条までの規定は、生活拠点形成交付金について準用する。この場合において、同法第八十二条第一項中「特定市町村又は特定都道県」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第一項に規定する福島県等(以下「福島県等」という。)」と、同法第二項及び同法第八十三条中「特定市町村又は特定都道県」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十六条第一項に規定する福島県等」と、同法第八十二条中「は、復興交付金事業計画」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画(以下「生活拠点形成事業計画」という。)」と、「同法」とあるのは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」と、「確定は、復興交付金事業計画」とあるのは「確定は、生活拠点形成事業計画」と、同法第八十三条第一項中「復興交付金事業計画」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十五条第一項に規定する生活拠点形成事業計画」と、「復興交付金事業計画」とあるのは「生活拠点形成事業計画」と読み替えるものとする。

第二十四条を第三十三条とし、第二十三条を第三十二条とする。

第二十二条第一項中「第二十条第一項」を「第十九条第一項」に改め、「受け、又は」の下に「第十六条第三項に規定する生活拠点形成交付金(次項において「生活拠点形成交付金」という。)若しくは」を加え、「第六十七条第一項」を「第八十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、「受け、」の下に「若しくは生活拠点形成交付金」を加え、同条を第三十一條とする。

第二十一条を第三十条とする。

第二十条第一項中「次項及び第二十二条第二項において」を「以下に、又は口」を「からハまで」に、「第二十二条に」を「第三十一条に」に改め、同項の表公営住宅法第八条第一項の項及び激甚災害法第二十二条第一項の項中「第二十条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十九条とし、第三章第三節中同条の前に次の款名を付する。

第一款 公営住宅法の特例等
第三章第三節の節名を次のように改める。

第三節 避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るための措置の次に次の二条を加える。

第十九条中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、第三章第二節中同条を第二十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(既存の事業所に係る個人事業者等に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)
第二十八条 第二十五条の規定は、地方税法第六

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

の規定により、福島県又は市町村が、避難解除区域等において事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した個人事業者又は法人(避難指示の対象となつた区域内に平成二十三年三月一日においてその事業所が所在していきことについて、復興庁令で定めるところにより福島県知事の確認を受けたものに限る。)に

ついて、当該事業に対する事業税、当該事業の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第十八条中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)。次条において「及び」という。」を削り、同条を第二十六条とし、同条の前に見出しが付する。

第三章第二節の節名を次のように改める。
第三節 避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るための措置の次に次の二条を加える。

第三章第三節の節名を次のように改める。
第三節 避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るための措置の次に次の二条を加える。

生計画に即して、復興庁令で定めるところにより、避難解除等区域復興再生推進事業(雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に資する事業であつて、復興庁令で定めるものをいう。以下同じ。)を実施する企業の立地を促進するための計画(以下この条及び次条第一項において「企業立地促進計画」という。)を作成することができる。

2 企業立地促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 企業立地促進計画の目標及び期間
- 2 避難解除区域及び現に避難指示であつて第四条第四号ハに掲げる指示であるものの対象となつている区域(以下「避難解除区域等」という。)内の区域であつて、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域(以下「企業立地促進区域」という。)

3 福島県知事は、前条第四項の規定により提出した企業立地促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があつたときは、その変更後のもの。以下「提出企業立地促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

4 内閣総理大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のため必要な措置をとるべきことを要請することができる。

5 内閣総理大臣は、前項の期間が経過した後におりてもなお前条第二項第三号の措置が実施されないと認めるときは、福島県知事に対し、提出企業立地促進計画の廃止又は変更を勧告することができる。

6 内閣総理大臣は、前項の規定により企業立地促進計画の提出があつた場合においては、その

内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、企業立地促進計画の変更について準用する。

(企業立地促進計画の実施状況の報告等)

第十九条 福島県知事は、前条第四項の規定により提出した企業立地促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があつたときは、その変更後のもの。以下「提出企業立地促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

6 内閣総理大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のため必要な措置をとるべきことを要請することができる。

7 第三項から前項までの規定は、企業立地促進計画の変更について準用する。

(企業立地促進計画の実施状況の報告等)

第十九条 福島県知事は、前条第四項の規定により提出した企業立地促進計画(その変更について同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出があつたときは、その変更後のもの。以下「提出企業立地促進計画」という。)の実施状況について、毎年、公表するよう努めるとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

6 内閣総理大臣は、前条第二項第三号の措置が実施されていないと認めるときは、福島県知事に対し、相当の期間を定めて、その改善のため必要な措置をとるべきことを要請することができる。

7 第三項から前項までの規定は、企業立地促進計画の変更について準用する。

(企業立地促進計画の実施状況の報告等)

再生推進事業を実施する個人事業者又は法人は、復興庁令で定めるところにより、当該避難解除等区域復興再生推進事業の実施に関する計画(以下この条において「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。)を作成し、当該避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が適当である旨の福島県知事の認定を申請することができる。

2 避難解除等区域復興再生推進事業実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 避難解除等区域復興再生推進事業の目標
- 二 避難解除等区域復興再生推進事業の内容及び実施期間
- 三 避難解除等区域復興再生推進事業の実施体制

四 避難解除等区域復興再生推進事業を実施するためには必要な資金の額及びその調達方法

3 福島県知事は、第一項の規定による認定申請があつた場合において、その避難解除等区域復興再生推進事業実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 提出企業立地促進計画に適合するものであること。

二 避難解除等区域復興再生推進事業の実施が避難解除等区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 前項の認定を受けた者(以下「認定事業者」と

いう。)は、当該認定に係る避難解除等区域復興再生推進事業実施計画(以下「認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」という。)の変更をしようとするときは、復興庁令で定めるところにより、福島県知事の認定を受けなければならない。

5 第二項の規定は、前項の認定について準用する。

6 福島県知事は、認定事業者が認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画(第四項の規定による)による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従つて避難解除等区域復興再生推進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第二十一条 福島県知事は、認定事業者に対し、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に係る避難解除等区域復興再生推進事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うことができる。

第二十二条 福島県知事は、認定事業者に対し、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

(認定事業者に対する課税の特例)

第二十三条 提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従つて避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者(第二十一条の規定により福島県知事の確認を受けたものを除く。)が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十四条 認定事業者(第二十七条の規定により福島県知事の確認を受けたものを除く。)が、認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に定められた企業立地促進計画に従つて、原子力災害の被災者である労働者を、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する事業所において雇用している場合には、当該認定事業者に対する所得税及び法人税の課税については、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、福島県又は市町村(避難解除区域等をその区域に含む市町村)に限る。以下この条及び第二十八条において同じ。)が、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従つて避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した認定事業者(第二十一条の規定により福島県知事の確認を受けたものを除く。)について、当該事業に対する事業

地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該事業の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、福島県又は市町村のこれらの措置による減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)は、地方交付税法(昭和二十五年法律第一百十一号)の定めるところにより、福島県又は市町村に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(通訳案内士法等の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「第四十条第八項」を「第五十三条第八項」に改める。

一 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第四条第六号

二 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第十三条第六号

三 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十号)第十四条第五項第七号

四 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十号)第二十条第五項第六号及び第四十三条

第五項第六号

2 避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置

避難解除等区域復興再生計画に、現に避難指示(警戒区域設定の指示)を除く。以下同じ。)の対象となっている区域におけるものであつて、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものを定めることができることとし、現に避難指示の対象となっている区域において、国が自ら復興漁港工事、復興道路工事、生活環境整備事業等を実施できるものとすること。

3 企業立地促進計画及びこれに基づく措置

福島県知事は、企業立地促進計画を作成できるものとし、企業立地促進区域内において避難解除等区域復興再生推進事業を実施する個人事業者又は法人から申請のあつた事業実施計画を、一定の基準に適合する場合に、認定するものとすること。認定事業者が事業用施設・設備の新增設に伴い新たに取得した機械等についてまた、認定事業者が原子力災害の被災者を企業立地促進区域内に所在する事業所において雇用している場合については、それぞれ課税の特例の適用があるものとすること。なお、本特例措置による福島県及び市町村の減収額は、これらの地方公共団体に対して交付すべき特別交付税の算定の基礎に算入するものとすること(4において同じ)。

4 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例

(別紙)

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一 長期避難者のための生活拠点の整備に当たつては、避難住民の意向を尊重するとともに、雇用、育児・教育、医療・介護といった、あらゆる世代が必要とする環境の整備にも留意すること。

二 議案の可決理由

5 この法律は、公布の日から施行すること。

福島の復興及び再生を一層推進するため、避難を余儀なくされている者の生活の拠点を形成する事業を行なう地方公共団体に交付金を交付する制度を創設するとともに、住民の居住及び事業活動が制限されている区域等においても国が生活環境整備事業を実施することを可能とする等の措置について定めようとする本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

四 避難住民を受け入れ、生活拠点を整備する避難先市町村については、公共インフラの整備や行政サービスの提供等の面で負担を生じることのないよう配慮すること。

五 長期避難者の帰還及び将来設計のために、避難住民に対し、被災地の将来像及び避難先の生活拠点における生活はどの程度継続するのかができるだけ具体的に示すとともに、避難元自治体における帰還に必要な環境整備の進捗状況を適時適切に伝えること。

六 国による公共事業の代行及び生活環境整備事業については、一日も早く住民が帰還できるよう、効果的かつ効率的に進めること。

平成二十五年四月三日

東日本大震災復興特別委員長 後藤田正純

衆議院議長 伊吹 文明殿

七 産業の復興は、地域経済のみならず、個々の被災者の雇用確保という意味でも極めて重要であることから、被災地における投資や雇用の促進が図られるよう、税制特例や予算措置の周知に努めること。

官 報 (号 外)

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

平成二十五年四月四日 衆議院会議録第十四号

発行所
二東京都一〇番四号虎ノ門一丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 11110円